

職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

平成27年11月

広島県人事委員会

「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」にあたって

人口減少や少子高齢化、経済活動を始めとするグローバル化の進展など、時代の転換点に立つ中で、社会経済状況等の変化に迅速に対応し、様々な課題を克服していくために、県職員は、県民とともに、地域をよりよくしていくために情熱を燃やし、果敢に挑戦していく姿勢が求められている。

また、本県では、行政を取り巻く情勢変化を踏まえ、「ひろしま未来チャレンジビジョン」を発展的に見直し、新たな挑戦を推し進めることとされている。

一方、来年4月には、人事評価制度を導入しこれを人事管理の基礎とすることなどを柱とした地方公務員法の改正が施行され、能力や実績に基づく人事管理の一層の徹底が図られることとなる。

こうした中であって、本県職員が全体の奉仕者としての自覚と誇りを持ち、新たな時代を切り開く広島県づくりに向け一丸となって職務に専念していくためには、県職員の勤務条件について、県民の理解が得られるように努めながら、環境の整備を図っていくことが必要である。

このような観点から、本人事委員会では、地方公務員法に定めるところにより、職員の給与等の勤務条件を社会一般の情勢により適応させるため、民間事業所における人事・給与について幅広く調査し、その把握に努めるとともに、本年は、知事からの要請を受けて、本県の職制等を踏まえた給与制度の検討を行ったところである。それらの成果として、ここに、「職員の給与に関する報告及び勧告」並びに「人事行政における当面の諸課題に関する報告」を行うものである。



平成27年11月4日

広島県議会議長 平田修己様
広島県知事 湯崎英彦様

広島県人事委員会委員長

加藤 誠

職員の給与等について

地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙1のとおり報告し、あわせて、給与の改定について別紙2のとおり勧告するとともに、人事行政における当面の諸課題について別紙3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のために所要の措置を講じられるとともに、報告の中で触れた諸課題について、解決に向けた取組を進められることを希望します。

目 次

(別紙1)

職員の給与に関する報告	給与報告	1
1 職員の給与等		1
(1) 職員数		1
(2) 平均年齢及び平均経験年数		2
(3) 年齢階層別職員構成		3
(4) 学歴別職員構成		4
(5) 平均給与月額		5
2 民間給与等の調査		6
(1) 給与改定等の状況		6
(2) 初任給の状況等		7
3 職員給与と民間給与との比較		8
(1) 月例給		8
(2) 特別給		8
4 職員給与と国家公務員給与との比較		9
5 物価及び生計費		9
6 人事院の給与等報告及び勧告		10
7 給与制度の見直しの要請		10
8 結び		11
(1) 平成27年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定		11
(2) 給与制度の総合的見直しに関する給与改定		13
(3) 給与制度をめぐる諸課題		16
(4) 本県独自の給与制度の見直し		18
(5) 給与勧告実施の要請		22

(別紙2)

勸告	1
----	---

(別紙3)

人事行政における当面の諸課題に関する報告	人事報告 1
1 人材の確保	1
2 能力及び実績に基づく人事管理	1
3 人材の育成	2
4 女性の活躍の推進	2
5 時間外勤務の縮減等	3
6 両立支援の取組の推進	4
7 長距離・長時間通勤の解消	4
8 職員の健康管理	5
9 高齢期の職員の雇用問題	5

(別添資料)

人事院の給与等報告及び勧告の概要	別添 1
給与勧告の概要	1
勤務時間に関する勧告の概要	3
公務員人事管理に関する報告の概要	4

職員の給与に関する報告

職員の給与に関する報告

本人事委員会は、昨年10月に職員の給与等に関する報告書を提出して以来、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査を行ったので、次のとおり報告する。

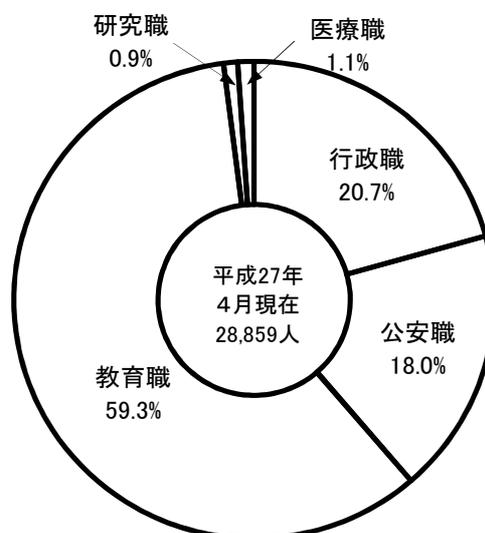
1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含み、再任用職員等を除く。以下同じ。）の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8給料表の適用を受けている。

(1) 職員数

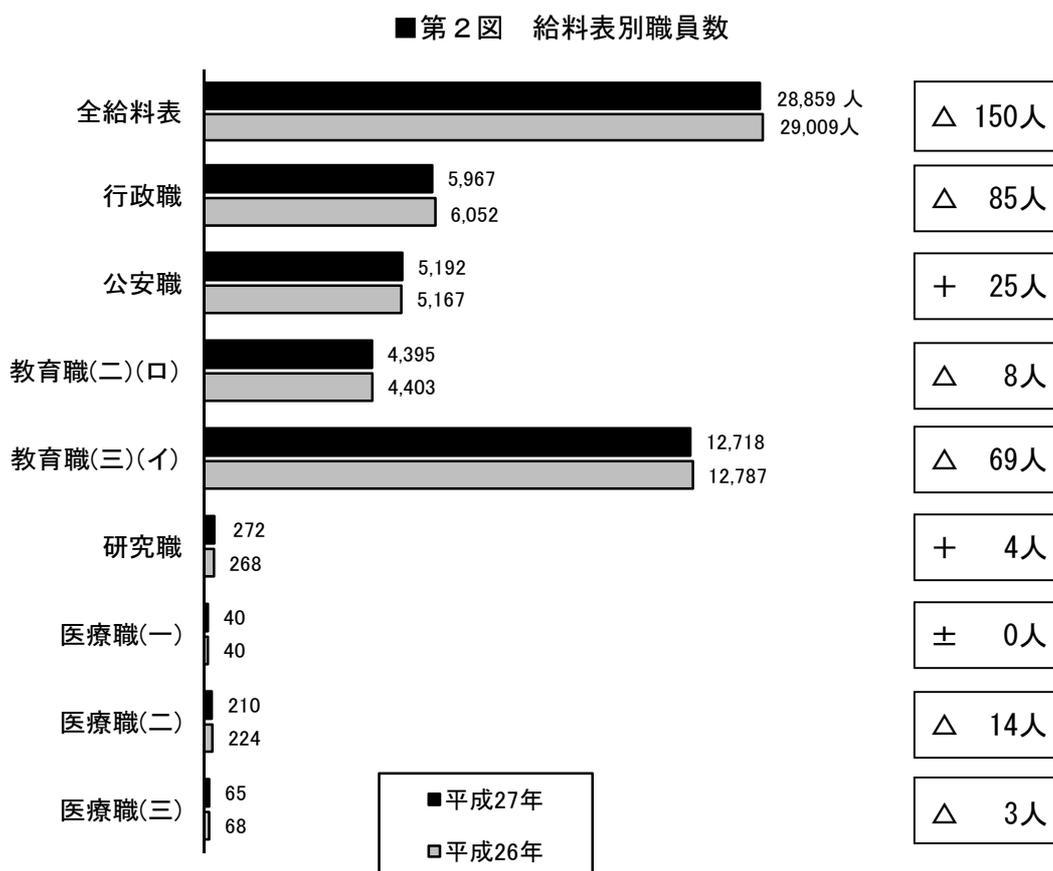
職員の総数は28,859人で、これを給料表別にみると、第1図のとおり、教育職が全体の59.3%を占め、以下、行政職20.7%、公安職18.0%、医療職1.1%、研究職0.9%の順となっている。

■第1図 給料表別職員構成比



職員の総数を昨年と比べると150人減少しており、これを給料表別にみると、第2図のとおり、公安職給料表の適用者（警察官）などは増加しているものの、行政職給料表の適用者の85人の減少をはじめ、多くの給料表で減少している。

【説明資料 第1表参照】



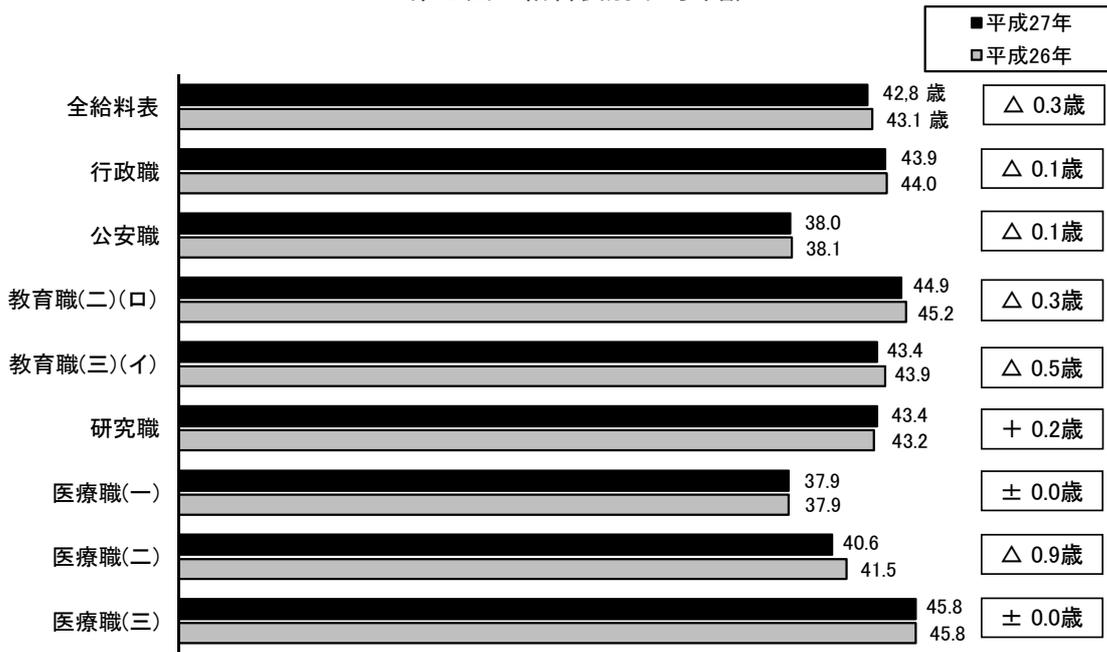
(2) 平均年齢及び平均経験年数

職員の平均年齢は42.8歳である。これを給料表別にみると、第3図のとおり、平均年齢が最も高いのは医療職給料表(三)の適用者（保健師等）で45.8歳、最も低いのは医療職給料表(一)の適用者（医師等）で37.9歳となっている。

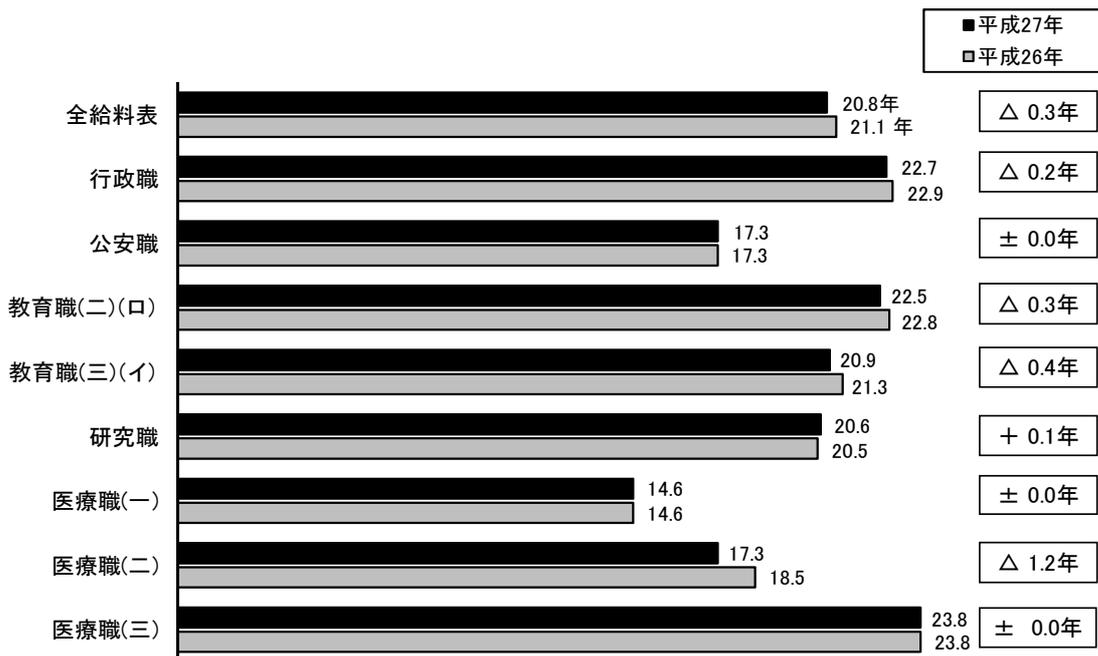
また、職員の平均経験年数は20.8年である。これを給料表別にみると、第4図のとおり、平均経験年数が最も長いのは医療職給料表(三)の適用者で23.8年、最も短いのは医療職給料表(一)の適用者で14.6年となっている。

【説明資料 第9表、第13表、第14表参照】

■ 第3図 給料表別平均年齢



■ 第4図 給料表別平均経験年数



(3) 年齢階層別職員構成

職員数を5歳幅の年齢階層別で見ると、第1表のとおり、55歳以上の年齢階層が最も多い職員構成となっている。

各年齢階層の構成比を昨年と比べると、第5図のとおり、34歳以下の各年齢階層、40歳から44歳及び55歳以上の年齢階層が増加している。

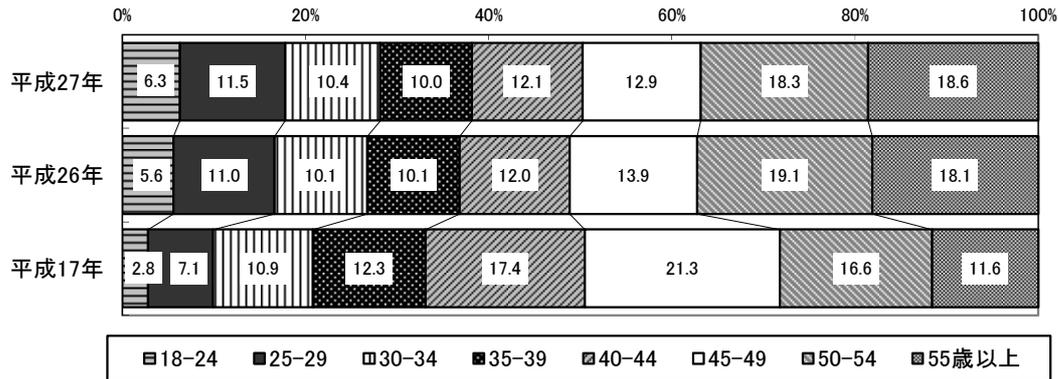
【説明資料 第12表参照】

■第1表 年齢階層別職員数（全給料表）

年齢階層	18～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
職員数	人 1,813 (1,615)	人 3,313 (3,194)	人 3,007 (2,944)	人 2,883 (2,937)	人 3,479 (3,482)	人 3,711 (4,045)	人 5,272 (5,547)	人 5,381 (5,245)

(注) () 内は、平成26年4月現在の数値である。

■第5図 年齢階層別職員構成比（全給料表）

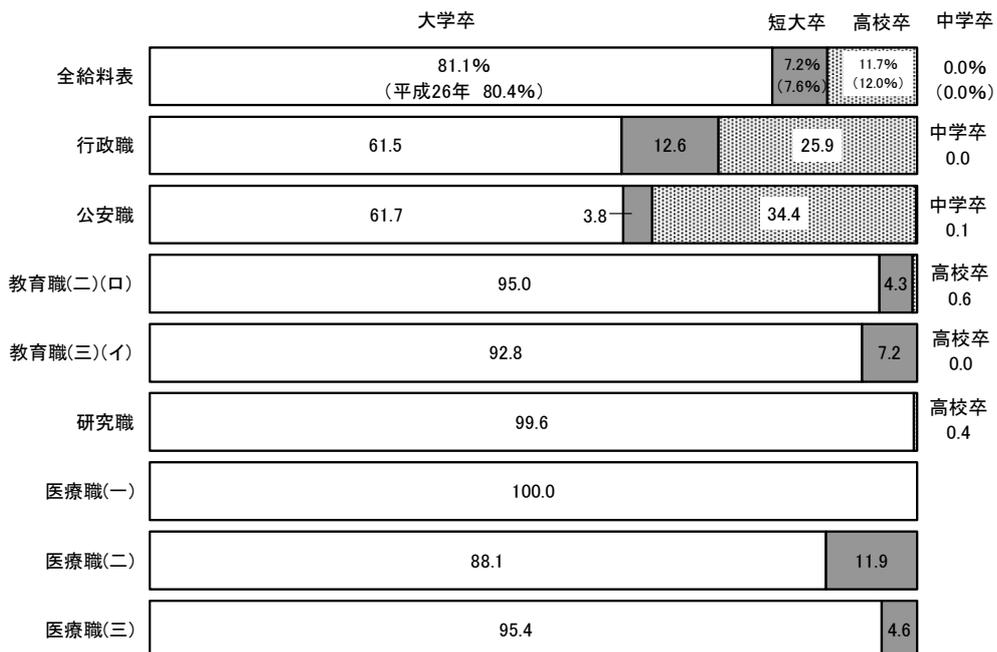


(4) 学歴別職員構成

職員の学歴別構成は、第6図のとおり、大学卒が81.1%と最も多く、次いで高校卒11.7%、短大卒7.2%、中学卒0.0%の順となっている。

学歴別構成比を昨年と比べると、大学卒が0.7ポイント増加し、短大卒及び高校卒は減少している。 【説明資料 第10表, 第12表参照】

■第6図 給料表別学歴別職員構成比



(5) 平均給与月額

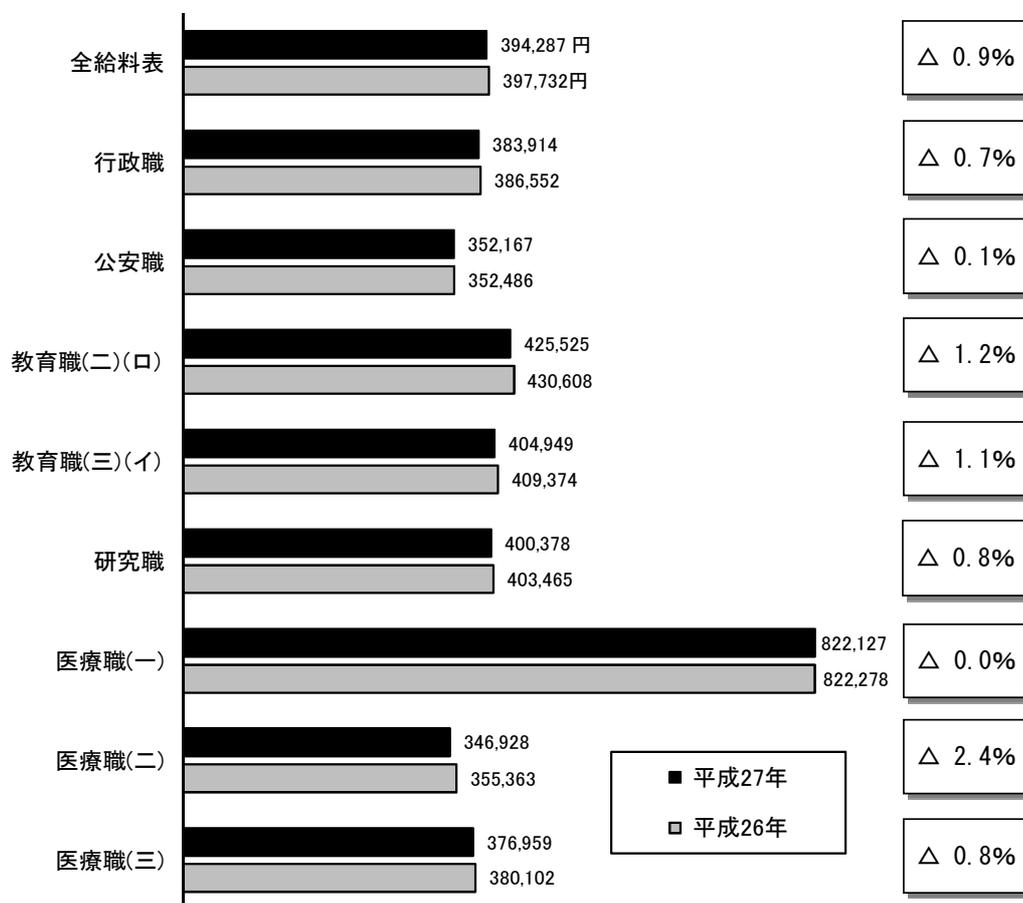
職員の本年4月における平均給与月額は、394,287円（給料月額^(注1)347,356円（給与月額に占める構成比88.1%）、給料の調整額・教職調整額8,363円（同2.1%）、扶養手当8,974円（同2.3%）、地域手当15,955円（同^(注2)4.0%）、その他13,639円（同3.5%））で、これを給料表別にみると、第7図のとおり、最も高いのは医療職給料表(一)の適用者で822,127円、最も低いのは医療職給料表(二)の適用者（薬剤師、獣医師等）で346,928円となっている。平均給与月額を昨年と比べると、給与制度の総合的見直しにより国に準じて給料表の水準を引き下げていることなどから、全体では0.9%（3,445円）減少している。

（注1） 給料月額には、平成18年4月1日及び平成27年4月1日の給料表水準の引下げに伴う経過措置に係る差額を含む。

（注2） 住居手当、管理職手当及びその他の手当

【説明資料 第1表参照】

■ 第7図 給料表別平均給与月額



2 民間給与等の調査

本人事業委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,248の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法（調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないよう、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選出す抽出方法）によって抽出した353事業所について、平成27年職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の職種11,439人について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行った。また、その際、その他の職種1,220人についても同様の調査を行うとともに、各民間企業における給与改定の状況等について、詳細に調査を行った。

その結果、本年も各事業所の協力を得て、本県においては86.0%の事業所について調査を完了することができた。

【説明資料 第17表参照】

(1) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第2表及び第3表のとおりであり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は38.6%（昨年37.7%）、定期昇給を実施した事業所の割合は91.9%（同90.5%）となっている。

■第2表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

区分		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係員	H27	38.6	12.2	0.0	49.2
	H26	37.7	13.5	0.0	48.8
課長級	H27	26.5	13.4	0.0	60.1
	H26	28.8	14.2	0.0	57.1

（注） ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第3表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

区分 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			昨年と比較して昇給額が					
			増額	減額	変化なし			
係員	H27	92.6	91.9	24.5	2.3	65.1	0.7	7.4
	H26	92.4	90.5	30.0	2.9	57.6	1.9	7.6
課長級	H27	77.9	76.9	17.7	1.8	57.4	1.0	22.1
	H26	80.4	78.4	25.6	2.5	50.4	2.0	19.6

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(2) 初任給の状況等

民間における初任給の状況等は、第4表及び第5表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で34.8%（昨年38.6%）、高校卒で12.8%（同11.6%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で42.1%（同25.0%）、高校卒で51.4%（同28.3%）であり、それぞれ昨年に比べ17.1ポイント、23.1ポイント増加している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で57.0%（同75.0%）、高校卒で48.6%（同71.7%）であり、それぞれ18.0ポイント、23.1ポイント減少している。

【説明資料 第18表，第21表参照】

■第4表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

区分 学歴		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	H27	34.8	
	H26	38.6	(25.0)	(75.0)	(0.0)	61.4
高校卒	H27	12.8	(51.4)	(48.6)	(0.0)	87.2
	H26	11.6	(28.3)	(71.7)	(0.0)	88.4

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである（事業所単位による集計）。
2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

■第5表 民間における初任給の状況

区 分		大 学 卒	高 校 卒
新卒事務員・技術者計	H27	194,976 円	159,520 円
	H26	190,793 円	161,714 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当，家族手当，通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き，公務員の地域手当に相当する額を含むものであり，採用のある事業所について平均したものである。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

行政職給料表の適用を受ける職員と民間事業所の従業員のうち，職務の種類，責任の度合，学歴，年齢階層等の条件が対応すると認められる者について，民間給与実態調査の結果に基づき相互の本年4月における給与を比較し，その較差を総合したところ，第6表のとおり，民間給与が職員給与を1人当たり平均3,606円(0.93%)上回っていることが明らかとなった。

【説明資料 第1表，第19表，第20表参照】

■第6表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差((A)-(B)) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
392,654 円	389,048 円	3,606 円 (0.93%)

- (注) 1 民間給与は，職務上の役職段階別，学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し，これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである(ラスパイレス方式)。
- 2 民間・職員給与は，きまって支給する給与から，時間外手当，通勤手当及びこれに相当する手当を除いたものである。
- 3 職員給与の対象となる職員は，行政職給料表適用者5,967人から，民間事業所の従業員と同様に，本年度の新規採用者を除いた5,805人(平均年齢44.5歳)である。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において，民間事業所で支払われた

賞与等の特別給は、民間給与実態調査の結果によると、第7表のとおり、所定内給与月額4.21月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数（4.10月）が民間事業所の特別給を0.11月分下回っている。

【説明資料 第23表参照】

■第7表 民間における特別給の支給状況

区 分	特 別 給 の 支 給 割 合
下 半 期	2.03 月分
上 半 期	2.18 月分
年 間 計	4.21 月分

(注) 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の平成26年地方公務員給与実態調査によれば、行政職給料表の適用を受ける職員とこれに相当する国家公務員の平成26年4月1日現在における給料月額について、学歴別・経験年数別に国を基準としたラスパイレス方式により比較すると、国家公務員を100とした場合の職員の指数は100.0となっている。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数（全国）は、昨年4月に比べ0.6%の増となっている。

また、同局の家計調査における本年4月の消費支出（二人以上の世帯・全国）は、昨年4月に比べ0.5%の減となっている。

次に、上記家計調査等を基礎として算定した本年4月の世帯人員別（2人世帯から4人世帯まで）の標準生計費は、第8表のとおりとなっている。

【説明資料 第29表、第30表参照】

■第8表 標準生計費

区 分	標 準 生 計 費		
	2人世帯	3人世帯	4人世帯
全 国	158,890円	187,120円	215,350円
広 島 市	156,856円	180,972円	214,625円

6 人事院の給与等報告及び勧告

人事院は、本年8月6日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「職員の給与に関する報告」、「職員の勤務時間に関する報告」及び「公務員人事管理に関する報告」を行い、あわせて、給与の改定及び勤務時間の改定についての勧告を行った。

この中で、給与改定については、本年4月の民間給与との較差を解消するための俸給表水準や地域手当の支給割合の引上げのほか、民間の支給状況を考慮して勤勉手当の支給割合を引き上げることとされた。

また、本年4月から段階的に実施されている給与制度の総合的見直しについて、平成28年4月に措置する事項として、地域手当及び単身赴任手当を改定することとされた。

次に、勤務時間については、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識の高まりや働き方に対するニーズの多様化の状況等を踏まえ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充するように一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律を改正することとされた。

これらの概要については、別添資料のとおりである。

7 給与制度の見直しの要請

知事においては、本県の目指す将来像を描いた「ひろしま未来チャレンジビジョン」について、本年度、発展的に見直され、その目指す姿の実現に向けて、行政面での基盤づくりの指針となる「行政経営の方針」を策定することとされている。

この方針の中で、職員の力を引き出す人材マネジメントとして、職員がモ

チベーションを持続し、高いパフォーマンスを発揮し続けるための仕組みづくりなどに取り組むこととしている。

この取組を推進するため、知事から、本人事委員会に対し、職責を明確にした簡素な職制に対応する等級制度、管理職員の勤務成績の給与反映の拡大など、本県独自の給与制度について検討するよう要請があったところである。

8 結び

(1) 平成27年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に係る基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本年の人事院勧告において、月例給は、民間事業所の賃金引上げの動きを反映して民間給与が公務員給与を上回ったため、基本的な給与である俸給を引き上げるとともに、昨年勧告した給与制度の総合的見直しにより、本年4月から段階的に引き上げている地域手当の支給割合について、平成28年度以降に予定されていた引上げを一部前倒しし、同月に遡及して実施することとしている。また、期末手当及び勤勉手当についても、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったため、0.1月分の引上げを勧告している。

次に、民間給与実態調査により、県内の民間事業所の春季賃金改定動向等をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は9割程度と高く、また、ベースアップを実施した事業所の割合も昨年を若干上回っており、本県においても昨年に引き続き民間事業所における賃金引上げの動きがみられる。

一方、職員給与については、本年4月から、給与制度の総合的見直しにより国に準じて給料表の水準を引き下げているものの、地域手当は国とは異なり支給割合を据え置いていることなどから、昨年より大きく減少している。その結果、本年4月現在における職員給与と民間給与を比較すると、民間給与が職員給与を3,606円（0.93%）上回っている。また、期末

手当及び勤勉手当についても、本年の民間事業所における賞与等の特別給の支給割合（4.21月分）が、現行の職員の年間支給月数（4.10月）を上回っている。

これら諸般の事情を勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

ア 給料表等

人事院は、本年、官民給与の較差を解消するため、公務の初任給が民間を下回っている状況等を考慮して、俸給表については、初任給を含む若年層に重点を置きつつ、全ての号俸で引き上げることとしている。

また、給与制度の総合的見直しにおける俸給表水準の引下げに伴う経過措置の影響により、俸給表の引上げ改定を行ってもなお残る民間給与との較差を解消するため、平成28年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することとしている。

本年の職員給与と民間給与との較差（3,606円）の解消にあたっては、給与制度は基本的には国に準拠することが適当と考えられること、また、本県の初任給についても民間との間に差があることなどから、人事院における俸給表の改定の考え方は、本県においても取り入れることが適当である。

このため、行政職給料表を国の行政職俸給表(一)の改定内容に準拠して改定する必要がある、この改定を行ってもなお残る民間給与との較差については、本県においても、本年4月から国に準じて給与制度の総合的見直しを実施していることを踏まえ、(2)アで述べる地域手当の改定により解消することが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、同様に、国に準じて改定を行う必要がある。なお、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」を参考にして、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、医療職給料表(一)を国に準じて改定することから、医師に対する初任給調整手当についても国家公務員の取扱いに準じて改定を行うことが適当である。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、民間事業所における賞与等の特別給(4.21月分)の支給割合が現行の職員の年間支給月数(4.10月)を上回っていることから、年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.20月とする必要がある。支給月数の引上げ分は、国の改定状況や民間事業所における特別給の配分状況を参考にして、勤勉手当に配分することとし、6月分と12月分の勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げることが適当である。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

エ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 給与制度の総合的見直しに関する給与改定

ア 地域手当の改定

昨年、人事院は、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分の観点から、俸給表や諸手当の

在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告し、本年4月1日から段階的に実施している。

このうち、地域間の給与配分の見直しの観点から、民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民給与の較差を踏まえ、俸給表の水準を平均2%引き下げるとともに地域手当を改定する見直しを本年4月から実施している。

一方、国における見直しを受けて、昨年、本人事委員会は、世代間の給与配分の見直しの観点や地方公務員法に定める均衡の原則の考え方などを総合的に勘案し、国に準じて給料表の水準を引き下げる勧告を行ったが、地域手当については、当面、現行の内容とし、職員実態等を踏まえ、その在り方を引き続き検討することとしたところである。

この給料表の導入に伴い、(1)で述べたとおり、職員の給与水準が下がっていることから、県内の民間給与の水準を職員給与へ適切に反映させるため、国と同様に、民間賃金の地域間の水準差に応じて給与を調整する手当である地域手当を見直す必要がある。

この見直しにあたり、県内に勤務する職員の地域手当については、広島市域と広島市域外で民間賃金の水準差が認められることや、職員の円滑な人事異動等に引き続き配慮する必要があることから、制度として十分に定着している現行の支給区分を基本とすることが適当である。

その上で、支給割合については、給与制度の総合的見直しによる給料表の水準の引下げで低下した職員の給与水準を、民間給与と均衡している見直し前の給与水準に戻すため、国との均衡も考慮し、国の支給基準に本県の行政職給料表を適用する職員を当てはめた場合の支給総額の範囲内で、一律1.5%引き上げることとする。

また、現在、国の支給割合に準じている東京都特別区及び大阪府大阪市に勤務する職員の地域手当については、国に準じてそれぞれ2%、1%引き上げることとする。

改定にあたっては、昨年勧告した給与制度の総合的見直しの実施に係る経過措置の終了時期までの間に適用する支給割合を段階的に引き上げ

ることが適当である。具体的には、(1)アで述べたとおり、本年4月における民間給与との較差を解消するため、本年4月1日から平成28年3月31日に適用する支給割合を現行より一律0.79%引き上げることとし、来年度以降の支給割合は経過措置の対象となっている職員の状況等も考慮し、第9表のとおりとする。

なお、医療職給料表(一)適用者については、これまで給料表や手当の改定を国に準じていることから、地域手当の支給割合も国と同様に改定を行う。

■第9表 地域手当の支給地域及び支給割合

地域の区分	支給割合		
	平成28年4月1日から 平成29年3月31日	平成29年4月1日から 平成30年3月31日	平成30年4月1日以降
東京都特別区	19%	19.5%	20%
大阪府大阪市	16%	同左	同左
広島市及び安芸郡府中町	7%	7.2%	7.5%
上記以外の広島県内の市町	4%	4.2%	4.5%

備考 医療職給料表(一)の適用を受ける職員で東京都特別区及び大阪府大阪市以外に勤務する職員の地域手当の支給割合は、本年4月1日から平成28年3月31日までは15.5%、平成28年4月1日以降は16%とする。

イ 単身赴任手当の改定

人事院は、昨年、給与制度の総合的見直しの中で、単身赴任手当を段階的に引き上げる勧告を行い、本年の報告において、平成28年4月から基礎額を30,000円に、また、加算額の限度を70,000円にすることとされた。

本県では、民間の支給状況等を踏まえ、昨年、国と同様の改定を勧告しているため、平成28年4月から国家公務員の改定に準じて改定を行う必要がある。

(3) 給与制度をめぐる諸課題

ア 勤務成績の給与への反映

能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法を改正する法律（以下「改正地方公務員法」という。）が平成28年4月から施行され、人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが求められているところである。

本県では、既に昇給や勤勉手当において、勤務成績を反映させているが、改正地方公務員法の趣旨を踏まえた適切な運用が図られるように、現行制度の見直しを検討する必要があるものと考えている。

見直しの検討にあたり、昇給については、給料表の重要な構成要素であること、既に国において人事評価制度に基づく給与反映が行われていることなどから、基本的には国の制度に準拠することが適当と考えるところであるが、勤務成績等を反映する際の昇給号給数については、本県の実態を踏まえる必要がある。

勤務成績に基づく昇給号給数については、国の制度に準拠した現行制度では、勤務成績が特に優秀の場合と標準の場合との差が大きく、また、一方で極めて限定的な運用となっていることから、昇給の効果を見直すことなどにより、人事評価制度に基づく給与反映が積極的に行われるように環境整備を図る必要がある。

勤務成績が良好でない場合や、勤務期間の一部を欠いた場合の昇給号給数等の取扱いについても、任命権者間や職員間の均衡を図るとともに、勤務成績や勤務期間が適切に反映できるように見直す必要がある。

また、特別の場合に実施している特別昇給については、各事由の必要性や昇給の効果について検証し、見直す必要がある。

イ 高齢層職員の昇給制度の改正

国において、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しない措置を導入しているところであるが、本県では、勤務成績を昇給に反映させる際の運用等について実態を考慮する必要があることから、改正を見送

っているところである。一方、多くの都道府県では国に準じた措置の導入が進んでいることから、アで述べた昇給制度の見直し内容を踏まえた検討を行うなど、当該措置の導入に向けた環境整備を図る必要がある。

ウ 寒冷地手当の廃止

昨年、人事院は、寒冷地手当について、地域の指定基準に新たな気象データ（1981年から2010年までの30年平均値を用いた「メッシュ平均値2010」）を当てはめて、支給地域を改定するように勧告した。これを受けて、本人事委員会でも、昨年、県内の支給地域の見直しを検討したところ、国に準じて支給地域や支給対象とする公署を指定した場合、市町村合併など気象条件以外の要因による影響を大きく受けることなどから、本県の実情等を踏まえて引き続き検討することとした。

寒冷地手当の支給地域について、国では、市町村役場の所在地において一定の気象条件を満たす区域を市町村単位で指定している。本県の現行制度もこの取扱いに準じて平成17年に指定しているが、その後の市町村合併により市町区域が広域化しており、今回の国の見直しに準じて支給地域を指定した場合、気象条件を満たさない公署にも手当が支給されることとなるなど、適当とは言えない。

そこで、本県における寒冷地手当の在り方を検討するにあたり、改めて、国におけるこれまでの経緯をみると、民間の状況と隔たりがあるといった指摘を受け、平成16年に、人事院が民間の支給状況を調査した結果、民間でも支給実態の多い北海道を基本とし、民間の支給実態の少ない本州については、全国的に人事異動が行われる国家公務員の実情から、北海道に勤務する職員との均衡を考慮して、一定の気象条件を満たす地域を支給地域に指定した。また、この見直しを受け、近隣では、鳥取・島根両県が、民間における支給実態等を考慮して、既に廃止している。

こうした見直しの経緯を踏まえ、本年、県内の民間事業所における同種手当の支給状況について調査したところ、同種手当を支給する事業所

はなかったことから、これまでの見直しの経緯や考え方を県内の情勢に当てはめると、寒冷地手当を平成28年度から廃止することが適当と考える。なお、廃止にあたっては、現に支給されている職員への影響を考慮して、所要の経過措置を講じる必要がある。

(4) 本県独自の給与制度の見直し

知事から、7で述べたとおり、給与制度の見直しについて検討要請があったことから、本人事委員会としては、地方公務員法に定める均衡の原則等を踏まえつつ、本県の今後の人事施策に資する給与制度の在り方について検討を進めてきた結果、次のとおり措置することが適当と考える。

ア 職制の見直しに応じた等級制度の見直し

本県の現行の行政職給料表は、公務の類似性から国の行政職俸給表(一)の構造に準じ、8段階の各職制に対応した9段階の等級制となっている。

一方、任命権者においては、高度化・複雑化する行政課題に迅速に対応するため、監督者層の職制を見直し、将来の管理職を担う監督者や、高度な専門知識を有するスペシャリストの育成を図ることとされている。このため、現在、行政職給料表4級及び5級にそれぞれ置かれている職を廃止して、新たな職を設置し、職責を明確に反映した簡素な7段階の職制に再編することとされている。

職務給の原則を踏まえると、この職制の見直しにあわせて、給料表を職制の段階に応じた7段階の等級に見直すことが適当と考えられる。

具体的には、行政職給料表4級と5級を廃止し、新たな職が位置付けられる級を新設することとし、その水準は、当該職の職制上の位置付けや職務内容を踏まえたものとする。

また、現在、同一の職が置かれている行政職給料表1級と2級については、等級を異にするほどの職務の違いがないことから、在職実態等を踏まえた級の統合を行うこととする。

なお、行政職給料表と職制上の類似性が認められる医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)についても、行政職給料表との均衡を踏まえた見直しを行うこととする。

これらの等級の見直しにより、行政職給料表、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の級構成は、第10表のとおりとなる。

■第10表 各給料表の等級制度の見直し

給料表	現行の職務の級	見直し後の職務の級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
医療職給料表(二)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	
	5級	3級
	6級	4級
	7級	5級
医療職給料表(三)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	
	5級	3級
	6級	4級
	7級	5級

備考 公安職給料表、教育職給料表(二)(ロ)・(三)(イ)、研究職給料表及び医療職給料表(一)については、等級制度の見直しは行わない。

イ 管理職員の給与制度の見直し

(ア) 給料表等

本県では、平成23年4月から、現行の行政職給料表7級以上の管理職員について、職務・職責と勤務実績・能力評価に応じた給与とするため、定期昇給を廃止し、職務の級ごとに、勤務成績の区分に応じた3つの号給に固定して運用する制度を導入している。

しかしながら、定期昇給を前提とした国の行政職俸給表(一)に準じた給料表の枠組みの中で運用しているため、扶養手当や住居手当といった生活関連手当の支給によっては勤務成績の区分にかかわらず月例給での逆転が生じるなど、職務・職責や勤務実績・能力評価の給与への反映が十分とは言えない状況にある。

このため、管理職員については、既に一定程度の給与水準にあることを踏まえ、生活関連手当を不支給とし、これによって生じる給与原資を給料及び管理職手当に再配分する見直しを行うことにより、職務・職責や勤務実績・能力評価による給与反映をさらに進めることが適当と考えられる。

具体的には、等級制度見直し後の行政職給料表5級以上について、国の俸給表に準じた給料表の構造を見直すこととし、勤務実績・能力評価をより一層的確に反映させるため、職務の級ごとに、勤務成績の区分に応じた4号給を設定する。また、管理職手当については、生活関連手当の受給実態も踏まえつつ、職責差に応じた引上げを行うこととする。

(イ) 期末手当及び勤勉手当

本県では、現在、本庁の部長級及び局長級の職の期末手当及び勤勉手当については、勤勉手当への配分をそれ以外の職にある職員よりも高く設定し、勤務成績をより反映させた制度としている。

今回の見直しにあたり、本庁の課長級の職についても、勤務成績の給与反映を拡大するため、民間事業所における特別給の配分状況

も踏まえ、勤勉手当への配分を引き上げることとし、本庁の部長級及び局長級の職と同じ支給月数とする。

なお、扶養手当は期末手当及び勤勉手当の算定基礎となっていることから、(ア)で述べた扶養手当の不支給による影響を考慮し、所要の措置を講じる必要がある。

ウ 実施時期等

(ア) 給料表の見直し

a 給料表の見直し時期

給料表の見直しは、平成28年4月1日に実施し、同日に新たな給料表に切り替える。

b 給料表の見直しに伴う経過措置

新たな給料表の給料月額が平成28年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その達するまでの間は、経過措置としてその差額を給料として支給する。

なお、昨年勧告した給与制度の総合的見直しの実施に係る経過措置を受ける職員については、所要の調整措置を講じる必要がある。

(イ) 諸手当の見直し

a 生活関連手当の不支給

見直し後の行政職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級以上の職員については、平成28年4月1日以降、扶養手当及び住居手当を支給しないこととする。

ただし、これらの手当を受ける職員への影響を考慮し、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間、所要の経過措置を講じることとする。

b 管理職手当の改定

管理職手当については、扶養手当及び住居手当の経過措置の状

況を踏まえ、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に、段階的に引き上げることとする。

ｃ 期末手当及び勤勉手当の見直し

イ(イ)に係る期末手当及び勤勉手当の見直しは、平成28年4月1日から実施する。

(ウ) その他所要の措置

(ア)及び(イ)のほか、本年の勧告の実施に伴い、所要の措置を講じる。

(5) 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえて月例給及び特別給を引き上げるとともに、来年度については職制の見直しなどを踏まえた新たな給与制度への移行を求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

勸告

勸 告

本人事業委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 平成27年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。

イ 勤勉手当

(ア) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ1.0月分）とすること。

(イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.375月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおり改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.45月分とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年広島県条例第1号)の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.45月分とすること。

2 給与制度の総合的見直しに関する給与改定の内容

(1) 地域手当の支給割合を、次に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

ア 東京都特別区 100分の20

イ 大阪府大阪市 100分の16

ウ 広島市及び安芸郡府中町 100分の7.5

エ ウの地域を除く広島県内の地域 100分の4.5

(2) 医師及び歯科医師に係る地域手当の支給割合の特例は、当分の間、100分の16とすること。

3 給与制度をめぐる諸課題の内容

寒冷地手当を廃止すること。

4 本県独自の給与制度の見直しの内容

(1) 給料表

1の(1)のアによる改定後の行政職給料表及び医療職給料表(医療職給料表(一)を除く。)を別表9及び別表10のとおり改定すること。

新給料表（別表 9 及び別表10）への切替えは、別記の切替要領によること。

(2) 諸手当

新給料表のうち別表 9 における職務の級が 5 級以上の職員には扶養手当及び住居手当を支給しないこと。

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成27年 4 月 1 日から実施すること。ただし、3 及び 4 については、平成28年 4 月 1 日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 地域手当の支給割合の特例措置

(ア) 平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間における地域手当の支給割合については、2 の(1)のア中「100分の20」とあるのは「100分の18.79」とし、2 の(1)のイ中「100分の16」とあるのは「100分の15.79」とし、2 の(1)のウ中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.79」とし、2 の(1)のエ中「100分の4.5」とあるのは「100分の3.79」とし、2 の(2)中「100分の16」とあるのは「100分の15.5」とすること。

(イ) 平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間における地域手当の支給割合については、2 の(1)のア中「100分の20」とあるのは「100分の19」とし、2 の(1)のウ中「100分の7.5」とあるのは「100分の7」とし、2 の(1)のエ中「100分の4.5」とあるのは「100分の4」とすること。

(ウ) 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間における地域手当の支給割合については、2 の(1)のア中「100分の20」とあるのは「100分の19.5」とし、2 の(1)のウ中「100分の7.5」とあるのは「100分の7.2」とし、2 の(1)のエ中「100分の4.5」とあるのは「100分の4.2」とすること。

イ 寒冷地手当の廃止に伴う経過措置

- (ア) 3による改正の日の前日に改正前の給与条例（以下「改正前条例」という。）の規定により寒冷地手当の支給を受けている職員で、改正日以後も改正前条例の規定を適用した場合に寒冷地手当の支給を受けることとなる職員には、平成33年3月31日までの間、改正前条例の規定により寒冷地手当を支給すること。

この場合に支給する寒冷地手当の額は、改正前条例第13条第2項に定める額から次のaからeまでの期間の区分に応じてそれぞれ定める額を減じた額（減じた額が零を下回る場合は零とする。）とすること。

- a 平成28年11月1日から平成29年3月31日まで 3,000円
- b 平成29年11月1日から平成30年3月31日まで 6,000円
- c 平成30年11月1日から平成31年3月31日まで 9,000円
- d 平成31年11月1日から平成32年3月31日まで 12,000円
- e 平成32年11月1日から平成33年3月31日まで 15,000円

- (イ) 改正日以後に改正前条例第13条第2項に定める世帯等の区分に変更があった職員に係る(ア)の適用については、変更後の区分に定める手当の額が変更前の区分に定める手当の額を下回る場合には当該変更後の区分に定める額を、変更後の区分に定める手当の額が変更前の区分に定める手当の額を上回る場合には当該変更前の区分に定める額をそれぞれ基準とすること。

ウ 給料表の切替え等に伴う経過措置

- (ア) 4による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。
- (イ) 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（(ア)の職員を除く。）について、(ア)による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めると

ころにより、(ア)に準じて、給料を支給すること。

(ウ) 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して(ア)又は(イ)による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、(ア)又は(イ)に準じて、給料を支給すること。

エ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年広島県条例第58号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第3条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成26年広島県条例第59号。以下「平成26年市町立学校職員改正条例」という。）附則第3条の規定による給料

ウによる差額の支給を受ける職員にあっては、平成26年改正条例附則第3条第1項又は平成26年市町立学校職員改正条例附則第3条第1項中「その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額」とあるのは「その者が平成28年3月31日に受けていた給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額」と読み替えて支給すること。

オ 扶養手当の不支給に伴う経過措置

新給料表のうち別表9における職務の級が5級以上の職員には、4による改正前の給与条例の規定を適用した場合に支給されることとなる扶養手当の額から、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては5,000円を減じた額を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては10,000円を減じた額を、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては15,000円を減じた額を扶養手当として支給すること。

ただし、これにより支給される手当は、期末手当及び勤勉手当の基礎とする扶養手当の月額としないこと。

カ 住居手当の不支給に伴う経過措置

新給料表のうち別表9における職務の級が5級以上の職員には、4による改正前の給与条例の規定を適用した場合に支給されることとなる住居手当の額から、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間にお

いては当該住居手当の額に4分の1を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては当該住居手当の額に4分の2を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においては当該住居手当の額に4分の3を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を住居手当として支給すること。

(3) その他所要の措置

アからカまでに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。

別表 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900			

49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				

105		297,100	345,600							
106		297,400	346,000							
107		297,800	346,400							
108		298,100	346,800							
109		298,300	347,300							
110		298,700	347,700							
111		299,100	348,000							
112		299,400	348,300							
113		299,500	348,800							
114		299,800								
115		300,100								
116		300,500								
117		300,700								
118		300,900								
119		301,200								
120		301,500								
121		301,900								
122		302,100								
123		302,400								
124		302,700								
125		303,000								
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表 2

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
	43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
	44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
	45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
	46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
	47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600		

49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100	
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400	
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700	
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000	
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300	
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600	
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900	
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100	
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400	
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700	
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000	
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200	
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500	
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800	
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100	
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300	
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600	
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900	
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200	
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400	
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700	
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000	
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300	
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500	
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300		
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600		
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800		
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000		
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300		
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600		
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800		
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000		
94	299,400	323,000	349,400	383,000				
95	300,500	324,400	350,900	383,600				
96	301,800	325,700	352,400	384,100				
97	302,900	326,900	353,700	384,500				
98	304,100	328,200	354,900	384,900				
99	305,300	329,500	356,000	385,500				
100	306,500	330,800	357,200	386,000				
101	307,700	332,200	358,300	386,400				
102	308,700	333,100	359,400	386,900				
103	309,800	334,200	360,500	387,500				
104	310,800	335,400	361,700	388,000				

105	311,600	336,500	362,900	388,300					
106	312,200	337,600	363,400	388,700					
107	312,800	338,600	364,000	389,200					
108	313,500	339,700	364,600	389,500					
109	314,000	340,900	365,200	389,800					
110	314,500	341,900	365,700	390,300					
111	315,000	342,900	366,200	390,800					
112	315,600	343,800	366,700	391,300					
113	316,400	344,700	367,100	391,600					
114	317,100	345,600	367,500	392,100					
115	317,800	346,600	368,100	392,600					
116	318,500	347,600	368,600	393,100					
117	319,100	348,600	369,000	393,400					
118	319,900	349,100	369,500	393,900					
119	320,600	349,700	370,100	394,400					
120	321,400	350,300	370,600	394,900					
121	322,000	350,600	370,700	395,300					
122	322,300	351,000	371,300	395,800					
123	322,800	351,500	371,800	396,200					
124	323,300	351,900	372,200	396,700					
125	323,600	352,300	372,700	397,100					
126		352,700	373,200						
127		353,200	373,700						
128		353,600	374,200						
129		354,000	374,500						
130		354,400	375,000						
131		354,800	375,500						
132		355,200	376,000						
133		355,400	376,300						
134		355,900	376,800						
135		356,300	377,200						
136		356,600	377,600						
137		356,900	377,900						
138		357,300	378,400						
139		357,800	378,900						
140		358,300	379,400						
141		358,600	379,700						
142		359,100							
143		359,600							
144		360,100							
145		360,400							
再任用職員	240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官に適用する。

別表 3

教育職給料表

ロ 教育職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	153,600	197,900	258,200	327,200	415,700
	2	155,100	199,600	260,700	329,400	417,500
	3	156,600	201,200	263,000	331,700	419,300
	4	158,100	202,900	265,400	333,900	421,000
	5	159,800	204,700	268,000	336,200	422,500
	6	161,700	206,400	270,400	338,400	424,000
	7	163,500	208,100	272,600	340,700	425,900
	8	165,300	209,700	274,800	343,000	427,800
	9	167,100	211,500	277,200	345,000	429,600
	10	169,200	213,400	279,500	347,100	431,400
	11	171,200	215,300	281,900	349,300	433,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400	435,100
	13	175,200	218,900	286,600	353,600	436,800
	14	177,400	220,900	288,700	355,600	438,700
	15	179,600	222,900	290,700	357,600	440,500
	16	181,800	224,900	292,700	359,600	442,400
	17	184,100	226,800	294,900	361,500	444,100
	18	186,700	229,500	297,500	363,400	445,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,400	447,700
	20	191,700	234,900	302,700	367,400	449,500
	21	194,200	237,500	305,200	369,200	451,100
	22	195,900	240,300	307,800	371,100	452,800
	23	197,600	242,900	310,200	373,000	454,700
	24	199,300	245,600	312,900	374,900	456,400
	25	200,800	248,100	315,500	376,400	458,100
	26	202,500	250,600	317,800	378,200	459,700
	27	204,200	253,100	320,200	380,000	461,300
	28	205,800	255,500	322,500	381,900	462,800
	29	207,300	258,200	324,800	383,800	464,300
	30	209,000	260,600	326,800	385,700	465,600
	31	210,700	262,800	329,000	387,600	466,900
	32	212,400	265,000	331,200	389,600	468,200
	33	214,000	267,200	333,300	391,300	469,400
	34	215,800	269,400	335,500	393,000	470,100
	35	217,600	271,600	337,700	394,600	470,800
	36	219,400	273,700	339,800	396,400	471,500
	37	221,000	276,000	342,000	397,600	472,100
	38	222,800	278,000	344,100	399,100	
	39	224,600	280,000	346,300	400,500	
	40	226,400	282,000	348,400	401,900	
	41	228,100	283,900	350,500	403,600	
	42	229,800	286,400	352,600	405,000	
	43	231,400	288,700	354,600	406,300	
	44	233,000	291,200	356,700	407,800	
	45	234,600	293,400	358,700	409,400	
	46	236,000	295,900	360,700	410,700	
	47	237,300	298,300	362,700	412,200	
	48	238,600	301,000	364,700	413,800	
	49	240,100	303,400	366,500	415,500	
	50	241,600	305,800	368,300	416,900	
	51	242,800	308,300	370,200	418,500	
	52	244,300	310,700	372,200	420,000	

53	245,600	313,100	374,100	421,700
54	246,800	315,300	375,900	423,200
55	248,200	317,400	377,700	424,800
56	249,400	319,600	379,400	426,400
57	250,700	321,900	380,900	427,900
58	251,800	324,000	382,500	429,400
59	253,000	326,200	384,200	430,600
60	254,200	328,200	385,900	431,800
61	255,500	330,400	387,100	433,000
62	256,900	332,500	388,500	434,300
63	258,300	334,700	389,900	435,600
64	259,500	336,900	391,200	436,800
65	260,900	338,800	392,600	438,000
66	262,400	341,000	393,800	439,200
67	264,000	343,100	395,200	440,400
68	265,700	345,300	396,600	441,600
69	267,200	347,300	397,900	442,800
70	268,600	349,200	399,200	444,000
71	270,000	351,300	400,600	445,200
72	271,500	353,300	401,900	446,400
73	272,600	355,100	403,200	447,500
74	274,000	357,000	404,600	448,100
75	275,400	358,800	406,000	448,600
76	276,700	360,700	407,300	449,100
77	278,100	362,600	408,500	449,600
78	279,300	364,300	409,700	
79	280,500	366,000	411,000	
80	281,700	367,600	412,400	
81	282,900	369,100	413,700	
82	284,100	370,600	414,900	
83	285,300	372,100	415,900	
84	286,500	373,500	417,100	
85	287,700	374,600	418,300	
86	288,800	376,000	419,500	
87	290,000	377,400	420,700	
88	291,200	378,700	421,700	
89	292,400	380,000	422,800	
90	293,500	381,300	423,800	
91	294,700	382,500	424,800	
92	295,900	383,800	425,800	
93	296,700	385,100	426,700	
94	297,700	386,200	427,500	
95	298,800	387,500	428,300	
96	300,000	388,700	429,100	
97	301,000	390,100	429,900	
98	302,100	391,100	430,300	
99	303,100	392,200	430,700	
100	304,200	393,200	431,100	
101	305,100	394,100	431,500	
102	306,200	395,100	431,800	
103	307,300	396,200	432,100	
104	308,300	397,300	432,400	
105	308,900	398,000	432,700	
106	309,800	398,900	433,000	
107	310,600	399,800	433,300	
108	311,400	400,700	433,500	
109	312,300	401,500	433,700	
110	312,700	402,400	434,000	
111	313,100	403,200	434,300	
112	313,600	404,000	434,500	

113	314,200	404,600	434,700		
114	314,600	405,300	435,000		
115	315,100	406,000	435,300		
116	315,600	406,700	435,500		
117	316,200	407,300	435,700		
118	316,700	407,800			
119	317,100	408,200			
120	317,600	408,600			
121	318,100	409,000			
122	318,500	409,300			
123	319,000	409,600			
124	319,500	409,800			
125	320,100	410,000			
126	320,400	410,300			
127	320,700	410,600			
128	321,000	410,800			
129	321,200	411,000			
130	321,500	411,300			
131	321,800	411,600			
132	322,100	411,800			
133	322,300	412,000			
134	322,500	412,300			
135	322,700	412,600			
136	323,000	412,800			
137	323,300	413,000			
138	323,500	413,300			
139	323,800	413,600			
140	324,100	413,800			
141	324,300	414,000			
142	324,500	414,300			
143	324,800	414,600			
144	325,000	414,800			
145	325,300	415,000			
146	325,500				
147	325,800				
148	326,100				
149	326,300				
150	326,500				
151	326,800				
152	327,100				
153	327,300				
再任用職員	232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

- 備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	
	41	227,100	258,200	349,300	372,700	
	42	228,800	260,600	351,100	374,100	
	43	230,400	262,800	352,900	375,500	
	44	232,000	265,000	354,600	377,000	
	45	233,700	267,200	356,400	378,500	
	46	235,200	269,400	358,100	380,100	
	47	236,600	271,600	359,700	381,700	
	48	238,000	273,700	361,300	383,200	
	49	239,400	276,000	362,700	384,600	
	50	240,800	278,000	364,200	386,100	
	51	242,300	280,000	365,800	387,600	
52	243,500	282,000	367,400	389,000		

53	244,700	283,900	368,900	390,200
54	246,100	286,400	370,400	391,500
55	247,400	288,700	371,900	392,600
56	248,600	291,200	373,400	393,700
57	249,900	293,400	374,900	395,100
58	251,100	295,900	376,300	396,300
59	252,200	298,300	377,700	397,500
60	253,400	301,000	379,000	398,800
61	254,800	303,400	379,900	400,000
62	256,100	305,800	381,100	401,000
63	257,300	308,300	382,300	402,400
64	258,300	310,700	383,400	403,700
65	259,300	313,100	384,300	404,900
66	260,700	315,300	385,500	406,000
67	262,200	317,400	386,500	407,200
68	263,700	319,600	387,600	408,300
69	265,300	321,900	388,800	409,300
70	266,800	324,000	389,800	410,500
71	268,300	326,200	390,900	411,700
72	269,800	328,200	392,100	412,900
73	271,000	330,400	393,100	413,500
74	272,200	332,500	394,200	414,300
75	273,500	334,700	395,300	415,000
76	274,800	336,900	396,400	415,500
77	276,200	338,700	397,300	415,800
78	277,300	340,600	398,200	416,200
79	278,500	342,500	399,200	416,600
80	279,700	344,300	400,200	417,000
81	281,000	346,100	401,000	417,300
82	281,900	347,900	401,800	417,700
83	283,100	349,600	402,500	418,100
84	284,300	351,400	403,300	418,400
85	285,300	352,800	404,000	418,700
86	286,200	354,400	404,800	419,100
87	287,200	355,900	405,500	419,500
88	288,200	357,400	406,200	419,800
89	289,300	358,800	406,800	420,100
90	290,200	360,100	407,500	420,400
91	291,100	361,500	408,000	420,700
92	292,000	362,900	408,700	420,900
93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	
95	293,900	367,000	409,800	
96	294,700	368,200	410,100	
97	295,500	369,200	410,400	
98	296,300	370,200	410,700	
99	297,100	371,200	411,000	
100	297,800	372,200	411,200	
101	298,700	373,100	411,400	
102	299,200	374,100	411,700	
103	299,700	375,100	412,000	
104	300,200	376,100	412,200	
105	300,400	376,900	412,400	
106	300,800	377,800	412,700	
107	301,100	378,700	413,000	
108	301,300	379,700	413,200	
109	301,500	380,500	413,400	
110	301,700	381,500	413,700	
111	302,000	382,500	414,000	
112	302,300	383,500	414,200	

113	302,500	384,100	414,400		
114	302,700	385,000	414,700		
115	302,900	385,900	415,000		
116	303,200	386,800	415,200		
117	303,500	387,600	415,400		
118	303,800	388,300			
119	304,100	389,100			
120	304,400	389,900			
121	304,500	390,500			
122	304,700	391,300			
123	305,000	392,000			
124	305,300	392,700			
125	305,500	393,300			
126		394,000			
127		394,500			
128		395,100			
129		395,800			
130		396,400			
131		396,900			
132		397,400			
133		397,700			
134		398,000			
135		398,300			
136		398,600			
137		398,900			
138		399,200			
139		399,500			
140		399,800			
141		400,100			
142		400,400			
143		400,700			
144		401,000			
145		401,200			
146		401,500			
147		401,800			
148		402,000			
149		402,200			
150		402,500			
151		402,800			
152		403,000			
153		403,200			
154		403,500			
155		403,800			
156		404,000			
157		404,200			
再任用職員	224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 広島学園に勤務する児童自立支援専門員
 - (2) 中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 4

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300
	43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
	44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
	45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
	46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
	47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
	48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
	49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
	50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
	51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000	

53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
74	260,200	317,400	387,400		
75	261,600	318,500	388,000		
76	262,900	319,600	388,700		
77	264,000	320,700	389,400		
78	265,200	321,700	390,000		
79	266,500	322,600	390,600		
80	267,700	323,500	391,200		
81	269,100	324,600	391,800		
82	270,400	325,400	392,400		
83	271,700	326,100	393,000		
84	272,900	326,900	393,600		
85	274,100	327,400	394,100		
86	275,200	327,900	394,600		
87	276,500	328,400	395,100		
88	277,700	328,900	395,800		
89	278,700	329,200	396,200		
90	279,900	329,700			
91	281,100	330,200			
92	282,300	330,700			
93	283,300	331,000			
94	284,300	331,400			
95	285,300	331,900			
96	286,300	332,400			
97	286,900	332,900			
98	287,800	333,400			
99	288,500	333,900			
100	289,400	334,400			
101	290,300	334,900			
102	291,000	335,400			
103	291,700	335,900			
104	292,400	336,400			
105	293,100	336,900			
106	293,600	337,300			
107	294,100	337,800			
108	294,600	338,200			
109	294,800	338,700			
110	295,200	339,100			
111	295,500	339,600			
112	295,800	340,000			

	113	296,100	340,500			
	114	296,400	340,900			
	115	296,700	341,400			
	116	297,000	341,800			
	117	297,300	342,300			
	118	297,700	342,700			
	119	298,000	343,100			
	120	298,400	343,500			
	121	298,700	343,900			
再任用職員		216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 5

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000	

53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	
89		481,200	539,900	
90		481,800		
91		482,400		
92		482,800		
93		483,300		
94		483,900		
95		484,500		
96		485,100		
97		485,600		
再任用職員	295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、病院、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000	

49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
86		288,300	324,200	345,100			
87		288,500	324,400	345,400			
88		288,700	324,800	345,700			
89		289,100	325,200	346,100			
90		289,300	325,600	346,400			
91		289,500	326,000	346,800			
92		289,700	326,400	347,100			
93		290,100	326,700	347,500			
94		290,300	326,900	347,800			
95		290,500	327,300	348,100			
96		290,800	327,600	348,400			
97		291,200	327,800	348,700			
98		291,500	328,100	349,100			
99		291,700	328,400	349,500			
100		292,000	328,700	349,900			
101		292,300	328,900	350,400			
102		292,500	329,200	350,800			
103		292,700	329,600	351,200			
104		293,000	329,800	351,600			

	105		293,300	329,900	352,100			
	106			330,200				
	107			330,600				
	108			330,800				
	109			331,000				
	110			331,400				
	111			331,800				
	112			332,200				
	113			332,400				
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800

備考 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター、家畜保健衛生所、動物愛護センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600	

53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800		
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500		
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100		
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800		
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800		
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400		
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900		
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200		
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500		
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000		
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400		
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700		
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000		
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500		
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000		
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400		
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700		
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100		
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600		
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000		
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400		
94	280,400	313,800	347,200	365,200			
95	281,300	314,500	347,900	365,600			
96	282,300	315,100	348,500	365,900			
97	283,200	315,800	348,900	366,500			
98	284,000	316,100	349,300	367,000			
99	284,600	316,700	349,800	367,500			
100	285,500	317,400	350,200	368,000			
101	286,300	317,800	350,700	368,600			
102	287,100	318,400	351,100	369,100			
103	287,900	319,000	351,600	369,600			
104	288,700	319,600	352,000	370,000			
105	289,400	320,000	352,300	370,600			
106	289,900	320,500	352,800	371,100			
107	290,400	321,000	353,200	371,600			
108	290,900	321,500	353,500	372,100			
109	291,100	321,900	354,000	372,700			
110	291,400	322,300	354,500	373,100			
111	291,600	322,600	355,000	373,600			
112	292,000	322,900	355,500	374,100			

113	292,300	323,300	356,000	374,700			
114	292,500	323,700	356,500				
115	292,900	324,100	357,000				
116	293,200	324,400	357,400				
117	293,500	324,600	357,800				
118	293,800	324,900	358,200				
119	294,100	325,300	358,700				
120	294,500	325,500	359,200				
121	294,800	325,700	359,600				
122	295,200	326,000	360,100				
123	295,500	326,300	360,600				
124	295,900	326,600	361,100				
125	296,100	326,800	361,400				
126	296,300	327,100					
127	296,600	327,500					
128	297,000	327,700					
129	297,200	327,800					
130	297,500	328,100					
131	297,900	328,500					
132	298,300	328,700					
133	298,500	329,000					
134	298,800	329,400					
135	299,200	329,800					
136	299,500	330,200					
137	299,700	330,500					
138	300,000	330,900					
139	300,400	331,300					
140	300,700	331,700					
141	300,900	332,000					
142	301,300	332,400					
143	301,700	332,700					
144	302,000	333,100					
145	302,100	333,400					
146	302,400	333,800					
147	302,700	334,200					
148	303,100	334,600					
149	303,300	334,900					
150	303,500	335,300					
151	303,800	335,700					
152	304,100	336,100					
153	304,500	336,400					
154	304,700						
155	304,900						
156	305,200						
157	305,500						
158	305,800						
159	306,100						
160	306,400						
161	306,800						
162	307,100						
163	307,400						
164	307,700						
165	308,100						
166	308,400						
167	308,700						
168	309,000						
169	309,400						
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

備考 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 6

教育職給料表（イ）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	153,600	169,500	258,200	287,300	405,500
	2	155,100	171,600	260,700	289,900	407,000
	3	156,600	173,700	263,000	292,800	408,500
	4	158,100	175,900	265,400	295,400	410,000
	5	159,800	177,900	268,000	297,900	411,400
	6	161,700	180,100	270,400	300,300	412,800
	7	163,500	182,300	272,600	302,700	414,300
	8	165,300	184,500	274,800	305,100	415,900
	9	167,100	186,800	277,200	307,600	417,300
	10	169,200	189,600	279,500	310,300	418,700
	11	171,200	192,300	281,900	313,000	420,100
	12	173,200	195,000	284,200	315,900	421,400
	13	175,200	197,900	286,600	318,500	422,700
	14	177,400	199,600	288,700	320,500	424,100
	15	179,600	201,200	290,700	322,600	425,500
	16	181,800	202,900	292,700	324,900	426,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200	428,100
	18	186,700	206,400	297,500	329,400	429,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700	430,600
	20	191,700	209,700	302,700	333,900	431,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200	433,000
	22	195,900	213,400	307,800	338,400	434,200
	23	197,600	215,300	310,200	340,700	435,500
	24	199,300	217,200	312,900	343,000	436,800
	25	200,800	218,900	315,500	345,000	438,100
	26	202,400	220,900	317,800	346,800	439,300
	27	204,000	222,900	320,200	348,700	440,300
	28	205,500	224,900	322,500	350,600	441,400
	29	207,200	226,800	324,800	352,500	442,600
	30	208,900	229,500	326,800	354,300	443,400
	31	210,600	232,200	329,000	356,000	444,200
	32	212,300	234,900	331,200	357,900	445,100
	33	213,800	237,500	333,300	359,600	446,000
	34	215,500	240,300	335,400	361,300	446,500
	35	217,200	242,900	337,500	363,000	447,000
	36	218,900	245,600	339,500	364,800	447,500
	37	220,400	248,100	341,600	366,700	448,000
	38	222,100	250,600	343,500	368,200	
	39	223,800	253,100	345,500	369,800	
	40	225,500	255,500	347,400	371,400	
	41	227,100	258,200	349,300	372,700	
	42	228,800	260,600	351,100	374,100	
	43	230,400	262,800	352,900	375,500	
	44	232,000	265,000	354,600	377,000	
	45	233,700	267,200	356,400	378,500	
	46	235,200	269,400	358,100	380,100	
	47	236,600	271,600	359,700	381,700	
	48	238,000	273,700	361,300	383,200	
	49	239,400	276,000	362,700	384,600	
	50	240,800	278,000	364,200	386,100	
	51	242,300	280,000	365,800	387,600	
	52	243,500	282,000	367,400	389,000	

53	244,700	283,900	368,900	390,200
54	246,100	286,400	370,400	391,500
55	247,400	288,700	371,900	392,600
56	248,600	291,200	373,400	393,700
57	249,900	293,400	374,900	395,100
58	251,100	295,900	376,300	396,300
59	252,200	298,300	377,700	397,500
60	253,400	301,000	379,000	398,800
61	254,800	303,400	379,900	400,000
62	256,100	305,800	381,100	401,000
63	257,300	308,300	382,300	402,400
64	258,300	310,700	383,400	403,700
65	259,300	313,100	384,300	404,900
66	260,700	315,300	385,500	406,000
67	262,200	317,400	386,500	407,200
68	263,700	319,600	387,600	408,300
69	265,300	321,900	388,800	409,300
70	266,800	324,000	389,800	410,500
71	268,300	326,200	390,900	411,700
72	269,800	328,200	392,100	412,900
73	271,000	330,400	393,100	413,500
74	272,200	332,500	394,200	414,300
75	273,500	334,700	395,300	415,000
76	274,800	336,900	396,400	415,500
77	276,200	338,700	397,300	415,800
78	277,300	340,600	398,200	416,200
79	278,500	342,500	399,200	416,600
80	279,700	344,300	400,200	417,000
81	281,000	346,100	401,000	417,300
82	281,900	347,900	401,800	417,700
83	283,100	349,600	402,500	418,100
84	284,300	351,400	403,300	418,400
85	285,300	352,800	404,000	418,700
86	286,200	354,400	404,800	419,100
87	287,200	355,900	405,500	419,500
88	288,200	357,400	406,200	419,800
89	289,300	358,800	406,800	420,100
90	290,200	360,100	407,500	420,400
91	291,100	361,500	408,000	420,700
92	292,000	362,900	408,700	420,900
93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	
95	293,900	367,000	409,800	
96	294,700	368,200	410,100	
97	295,500	369,200	410,400	
98	296,300	370,200	410,700	
99	297,100	371,200	411,000	
100	297,800	372,200	411,200	
101	298,700	373,100	411,400	
102	299,200	374,100	411,700	
103	299,700	375,100	412,000	
104	300,200	376,100	412,200	
105	300,400	376,900	412,400	
106	300,800	377,800	412,700	
107	301,100	378,700	413,000	
108	301,300	379,700	413,200	
109	301,500	380,500	413,400	
110	301,700	381,500	413,700	
111	302,000	382,500	414,000	
112	302,300	383,500	414,200	

113	302,500	384,100	414,400		
114	302,700	385,000	414,700		
115	302,900	385,900	415,000		
116	303,200	386,800	415,200		
117	303,500	387,600	415,400		
118	303,800	388,300			
119	304,100	389,100			
120	304,400	389,900			
121	304,500	390,500			
122	304,700	391,300			
123	305,000	392,000			
124	305,300	392,700			
125	305,500	393,300			
126		394,000			
127		394,500			
128		395,100			
129		395,800			
130		396,400			
131		396,900			
132		397,400			
133		397,700			
134		398,000			
135		398,300			
136		398,600			
137		398,900			
138		399,200			
139		399,500			
140		399,800			
141		400,100			
142		400,400			
143		400,700			
144		401,000			
145		401,200			
146		401,500			
147		401,800			
148		402,000			
149		402,200			
150		402,500			
151		402,800			
152		403,000			
153		403,200			
154		403,500			
155		403,800			
156		404,000			
157		404,200			
再任用職員	224,000	269,900	296,900	323,200	404,000

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 7

第 1 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第 2 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

別表 8

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

別表 9

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	226,400	259,900	317,000	434,000	460,000	508,000
	2	141,200	228,000	261,900	319,200	438,000	464,000	512,000
	3	142,400	229,500	263,700	321,500	444,000	470,000	518,000
	4	143,500	231,100	265,800	323,700	452,000	478,000	526,000
	5	144,600	232,600	267,700	326,000			
	6	145,700	234,300	269,600	328,000			
	7	146,800	235,800	271,600	330,200			
	8	147,900	237,400	273,700	332,400			
	9	149,000	238,900	275,800	334,500			
	10	150,400	240,400	277,800	336,700			
	11	151,700	242,000	279,900	338,800			
	12	153,000	243,500	282,000	341,000			
	13	154,300	245,000	284,000	343,000			
	14	155,800	246,500	286,100	345,000			
	15	157,300	247,900	288,100	347,100			
	16	158,900	249,300	290,200	349,100			
	17	160,200	250,800	292,200	351,000			
	18	161,700	252,600	294,200	353,000			
	19	163,200	254,300	296,300	354,800			
	20	164,700	256,100	298,300	356,700			
	21	166,100	257,800	300,400	358,700			
	22	168,800	259,600	302,500	360,600			
	23	171,400	261,400	304,500	362,600			
	24	174,000	263,100	306,600	364,500			
	25	176,700	265,100	308,400	366,500			
	26	178,400	267,000	310,500	368,400			
	27	180,100	268,800	312,600	370,400			
	28	181,800	270,700	314,600	372,400			
	29	183,300	272,400	316,600	373,900			
	30	185,100	274,300	318,600	375,700			
	31	186,900	276,200	320,700	377,500			
	32	188,600	278,000	322,800	379,100			
	33	190,200	279,700	324,300	380,900			
	34	192,000	281,600	326,300	382,300			
	35	193,800	283,400	328,200	383,800			
	36	195,600	285,300	330,300	385,400			
	37	197,200	287,000	332,200	386,800			
	38	199,000	288,700	334,100	388,000			
	39	200,800	290,500	336,100	389,200			
	40	202,600	292,300	338,000	390,300			
	41	204,300	294,000	339,900	391,400			
	42	206,100	295,700	341,800	392,600			
	43	207,900	297,400	343,600	393,800			
	44	209,700	299,000	345,500	394,900			
	45	211,100	300,700	347,000	395,600			
	46	212,900	302,400	348,400	396,300			
	47	214,600	304,000	349,900	397,000			
48	216,400	305,700	351,400	397,700				

49	218,100	306,900	353,000	398,300
50	219,800	308,400	354,400	398,900
51	221,400	309,900	355,900	399,400
52	223,000	311,500	357,400	399,800
53	224,500	313,100	358,800	400,200
54	226,200	314,700	359,800	400,500
55	227,800	316,300	361,000	400,800
56	229,400	317,800	362,200	401,100
57	230,800	319,300	363,100	401,400
58	232,300	320,500	364,100	401,700
59	233,800	321,700	365,100	402,000
60	235,100	322,900	366,100	402,300
61	236,400	323,600	367,100	402,600
62	237,600	324,500	368,000	402,900
63	238,700	325,300	368,900	403,200
64	239,900	326,100	369,800	403,500
65	241,200	327,000	370,600	403,800
66	242,500	327,400	371,400	404,100
67	243,700	328,100	372,200	404,400
68	245,000	328,900	373,000	404,700
69	246,000	329,700	373,600	404,900
70	247,400	330,400	374,300	405,200
71	248,900	331,100	375,000	405,500
72	250,400	331,800	375,700	405,800
73	251,800	332,300	376,200	406,000
74	253,200	332,900	376,900	406,300
75	254,600	333,400	377,500	406,600
76	256,000	334,000	378,100	406,800
77	257,200	334,300	378,500	407,000
78	258,500	334,800	379,100	407,300
79	259,900	335,200	379,700	407,600
80	261,300	335,700	380,300	407,800
81	262,600	336,100	380,700	408,000
82	263,700	336,600	381,200	408,300
83	265,000	337,100	381,700	408,600
84	266,300	337,600	382,300	408,800
85	267,400	337,900	382,600	409,000
86	268,500	338,300	383,000	
87	269,800	338,800	383,400	
88	271,100	339,200	383,800	
89	272,200	339,500	384,100	
90	273,200	339,900	384,400	
91	274,300	340,400	384,700	
92	275,400	340,800	385,000	
93	276,600	341,000	385,200	
94		341,400	385,500	
95		341,900	385,800	
96		342,300	386,000	
97		342,400	386,200	
98		342,900	386,500	
99		343,300	386,800	
100		343,600	387,000	
101		343,900	387,200	
102		344,300	387,500	
103		344,700	387,800	
104		345,100	388,000	

	105		345,600	388,200				
	106		346,000					
	107		346,400					
	108		346,800					
	109		347,300					
	110		347,700					
	111		348,000					
	112		348,300					
	113		348,800					
再任用職員		214,000	254,000	285,800	313,900	355,600	388,700	439,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表10

医療職給料表

ロ 医療職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	145,000	218,200	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	219,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	221,400	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	223,000	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	224,400	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	226,000	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	227,500	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	229,100	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	230,400	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	231,900	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	233,300	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	234,600	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	236,300	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	237,700	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	238,900	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	240,300	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	241,500	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	242,700	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	243,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	245,200	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	246,600	319,200	365,500	414,900
	22	181,700	247,600	321,200	367,500	416,500
	23	184,200	248,700	323,100	369,600	418,100
	24	186,700	249,800	325,100	371,700	419,600
	25	189,200	251,000	327,100	373,100	421,100
	26	190,800	252,600	329,000	374,900	422,400
	27	192,400	254,300	331,000	376,700	423,700
	28	193,900	256,100	333,000	378,400	425,000
	29	195,500	257,800	334,600	380,200	426,300
	30	197,200	259,600	336,400	381,700	427,500
	31	198,800	261,500	338,100	383,300	428,700
	32	200,500	263,100	339,900	385,000	429,800
	33	202,100	265,100	341,600	386,300	431,000
	34	203,700	267,000	343,400	387,600	432,200
	35	205,300	268,800	345,300	388,900	433,400
	36	206,900	270,700	347,100	390,100	434,600
	37	208,400	272,600	348,900	391,200	435,900
	38	210,000	274,400	350,600	392,400	436,700
	39	211,700	276,200	352,200	393,500	437,100
	40	213,400	278,000	353,900	394,600	437,800
	41	214,700	279,800	355,100	395,400	438,300
	42	216,200	281,700	356,100	396,200	438,700
	43	217,600	283,600	357,200	397,000	439,100
	44	219,100	285,400	358,300	397,800	439,500
	45	220,500	287,400	359,400	398,200	439,900
	46	221,900	289,300	360,100	398,800	440,300
	47	223,200	291,100	361,200	399,300	440,700
48	224,500	293,000	362,200	399,700	441,000	

49	225,900	294,800	363,100	400,100	441,300
50	227,300	296,500	364,000	400,400	441,700
51	228,800	298,300	364,900	400,700	442,000
52	230,200	300,100	365,800	401,000	442,300
53	231,600	301,600	366,500	401,300	442,600
54	232,900	303,300	367,200	401,600	
55	234,000	305,000	368,000	401,900	
56	235,300	306,600	368,800	402,200	
57	236,700	308,400	369,200	402,500	
58	238,000	310,100	369,900	402,800	
59	239,200	311,700	370,600	403,100	
60	240,500	313,400	371,300	403,500	
61	241,800	314,600	371,600	403,700	
62	243,100	316,000	372,200	404,000	
63	244,300	317,500	372,800	404,300	
64	245,400	319,100	373,400	404,600	
65	246,600	320,500	373,700	404,800	
66	248,000	321,800	374,200		
67	249,500	323,000	374,800		
68	251,000	324,300	375,300		
69	252,600	325,400	375,600		
70	254,000	326,400	376,000		
71	255,400	327,500	376,400		
72	256,800	328,500	376,800		
73	257,900	329,000	377,300		
74	259,300	329,900	377,700		
75	260,700	330,700	378,200		
76	262,100	331,600	378,700		
77	263,100	332,400	379,100		
78	264,400	332,700	379,600		
79	265,700	333,300	380,100		
80	267,000	334,000	380,600		
81	268,000	334,600	380,900		
82	269,200	335,300	381,400		
83	270,500	336,000	381,800		
84	271,800	336,700	382,200		
85	272,800	337,400	382,600		
86	273,900	337,900	383,100		
87	275,000	338,500	383,500		
88	276,100	339,100	383,900		
89	277,200	339,400	384,300		
90	278,200	340,000	384,800		
91	279,300	340,500	385,200		
92	280,400	341,100	385,600		
93	281,300	341,600	386,000		
94	282,000	342,100	386,500		
95	282,500	342,600	386,900		
96	283,300	343,000	387,300		
97	284,100	343,300	387,700		
98	284,700	343,600			
99	285,300	344,000			
100	285,900	344,300			
101	286,600	344,800			
102	287,100	345,100			
103	287,500	345,400			
104	287,900	345,700			

105	288,100	346,100			
106	288,300	346,400			
107	288,500	346,800			
108	288,700	347,100			
109	289,100	347,500			
110	289,300	347,800			
111	289,500	348,100			
112	289,700	348,400			
113	290,100	348,700			
114	290,300	349,100			
115	290,500	349,500			
116	290,800	349,900			
117	291,200	350,400			
118	291,500	350,800			
119	291,700	351,200			
120	292,000	351,600			
121	292,300	352,100			
122	292,500				
123	292,700				
124	293,000				
125	293,300				
再任用職員	214,100	255,700	278,300	321,600	363,800

備考 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター、家畜保健衛生所、動物愛護センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	158,400	234,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	236,100	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	237,900	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	239,700	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	241,100	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	242,400	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	243,600	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	244,900	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	246,000	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	247,100	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	248,000	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	249,000	303,600	350,800	398,600
	13	176,700	250,300	305,300	352,800	400,500
	14	179,000	251,400	307,000	354,900	402,500
	15	181,300	252,200	308,800	357,000	404,700
	16	183,600	253,200	310,600	359,000	406,900
	17	185,900	254,100	312,500	361,000	408,900
	18	188,000	255,200	314,100	363,000	411,100
	19	190,100	256,200	315,800	365,100	413,300
	20	192,100	257,400	317,500	367,200	415,400
	21	194,200	258,400	319,000	368,900	417,300
	22	196,500	259,500	320,500	371,000	419,200
	23	198,800	260,400	322,100	373,100	421,000
	24	201,100	261,600	323,600	375,100	422,900
	25	203,500	262,800	325,300	377,100	424,600
	26	204,900	263,700	326,700	378,700	426,200
	27	206,300	265,000	328,200	380,600	427,900
	28	207,700	266,300	329,800	382,500	429,500
	29	209,100	267,700	331,200	384,300	430,800
	30	210,600	269,200	332,700	386,000	432,100
	31	212,100	270,500	334,100	387,900	433,700
	32	213,300	272,100	335,600	389,700	435,200
	33	214,700	273,600	337,200	391,400	436,900
	34	216,200	275,100	338,700	393,100	438,500
	35	217,700	276,500	340,300	394,900	439,900
	36	219,200	278,100	341,800	396,600	441,300
	37	220,600	279,800	343,500	398,200	442,400
	38	222,300	281,500	345,100	399,900	443,700
	39	224,000	283,100	346,600	401,700	445,000
	40	225,700	284,700	348,200	403,500	446,400
	41	227,100	286,100	349,400	405,000	447,400
	42	228,800	288,000	350,900	406,500	448,100
	43	230,500	289,900	352,400	408,000	448,900
	44	232,200	291,700	353,800	409,300	449,500
	45	233,800	293,400	355,400	410,400	450,400
	46	235,200	295,200	356,400	411,500	451,100
	47	236,500	296,900	357,900	412,600	451,900
	48	237,700	298,700	359,200	413,800	452,700
	49	239,000	300,300	360,600	415,100	453,400
	50	240,100	301,800	362,000	416,200	454,100
	51	241,000	303,400	363,300	417,400	454,800
52	242,100	305,000	364,700	418,500	455,600	

53	243,200	306,500	366,100	419,700	456,400
54	244,300	307,900	367,200	420,700	457,200
55	245,200	309,500	368,200	421,800	457,900
56	246,300	311,100	369,300	422,900	458,600
57	247,100	312,700	370,300	424,000	459,400
58	248,000	314,100	371,100	424,500	
59	248,900	315,500	372,000	425,100	
60	249,900	317,000	372,900	425,500	
61	250,800	318,100	373,400	426,100	
62	251,800	319,500	374,100	426,600	
63	252,800	320,900	374,800	427,000	
64	253,800	322,400	375,500	427,500	
65	254,800	323,500	376,100	428,100	
66	256,000	324,900	376,700	428,500	
67	257,200	326,200	377,400	428,800	
68	258,500	327,500	378,000	429,100	
69	259,700	328,900	378,500	429,500	
70	261,200	330,300	379,000		
71	262,600	331,700	379,600		
72	264,100	333,000	380,100		
73	265,700	333,900	380,700		
74	267,300	335,200	381,100		
75	268,800	336,400	381,600		
76	270,400	337,700	382,000		
77	271,800	338,800	382,300		
78	273,300	339,700	382,800		
79	274,800	340,900	383,200		
80	276,200	342,200	383,400		
81	277,800	343,300	383,600		
82	279,300	344,500	384,000		
83	280,800	345,700	384,300		
84	282,300	346,800	384,500		
85	283,500	347,800	384,700		
86	285,000	348,800	385,100		
87	286,500	349,900	385,500		
88	287,900	351,000	385,800		
89	289,100	351,800	386,100		
90	290,500	352,900	386,500		
91	291,900	354,000	387,000		
92	293,200	355,100	387,400		
93	294,700	355,800	387,800		
94	296,000	356,600	388,200		
95	297,200	357,400	388,700		
96	298,500	358,100	389,100		
97	299,300	358,700	389,500		
98	300,500	359,200			
99	301,600	359,800			
100	302,800	360,300			
101	303,900	360,900			
102	305,100	361,400			
103	306,300	362,000			
104	307,400	362,500			
105	308,700	362,900			
106	309,900	363,300			
107	311,100	363,900			
108	312,300	364,400			
109	313,100	364,700			
110	313,800	365,200			
111	314,500	365,600			
112	315,100	365,900			

113	315,800	366,500			
114	316,100	367,000			
115	316,700	367,500			
116	317,400	368,000			
117	317,800	368,600			
118	318,400	369,100			
119	319,000	369,600			
120	319,600	370,000			
121	320,000	370,600			
122	320,500	371,100			
123	321,000	371,600			
124	321,500	372,100			
125	321,900	372,700			
126	322,300	373,100			
127	322,600	373,600			
128	322,900	374,100			
129	323,300	374,700			
130	323,700				
131	324,100				
132	324,400				
133	324,600				
134	324,900				
135	325,300				
136	325,500				
137	325,700				
138	326,000				
139	326,300				
140	326,600				
141	326,800				
142	327,100				
143	327,500				
144	327,700				
145	327,800				
146	328,100				
147	328,500				
148	328,700				
149	329,000				
150	329,400				
151	329,800				
152	330,200				
153	330,500				
154	330,900				
155	331,300				
156	331,700				
157	332,000				
158	332,400				
159	332,700				
160	333,100				
161	333,400				
162	333,800				
163	334,200				
164	334,600				
165	334,900				
166	335,300				
167	335,700				
168	336,100				
169	336,400				
再任用職員	254,200	271,600	285,200	325,000	369,400

備考 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記切替要領

1 職務の級の切替え

切替日の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表イに掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 号給の切替え

職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及びその者の切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）に応じて別表ロに定める号給とする。

別表イ 職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
医療職給料表(二)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	
	5 級	3 級
	6 級	4 級
	7 級	5 級
医療職給料表(三)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	
	5 級	3 級
	6 級	4 級
	7 級	5 級

別表ロ 号給の切替表

a 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	33	1	1	13	1	1	1	1
2	2	34	2	2	14	2	1	1	1
3	3	35	3	3	15	3	1	1	1
4	4	36	4	4	16	4	1	1	1
5	5	37	5	5	17	5	1	1	1
6	6	38	6	6	18	6	1	1	1
7	7	39	7	7	19	7	1	1	1
8	8	40	8	8	20	8	1	1	1
9	9	41	9	9	21	9	1	1	1
10	10	42	10	10	22	10	1	1	1
11	11	43	11	11	23	11	1	1	1
12	12	44	12	12	24	12	1	1	1
13	13	45	13	13	25	13	1	1	1
14	14	46	14	14	26	14	1	1	1
15	15	47	15	15	27	15	1	1	2
16	16	48	16	16	28	16	1	1	2
17	17	49	17	17	29	17	1	1	2
18	18	50	18	18	30	18	1	1	2
19	19	51	19	19	31	19	1	1	2
20	20	52	20	20	32	20	1	1	2
21	21	53	21	21	33	21	1	1	3
22	22	54	22	22	34	22	1	1	3
23	23	55	23	23	35	23	1	1	3
24	24	56	24	24	36	24	1	1	3
25	25	57	25	25	37	25	1	1	3
26	26	58	26	26	38	26	1	1	3
27	27	59	27	27	39	27	1	1	3
28	28	60	28	28	40	28	1	1	3
29	29	61	29	29	41	29	1	1	3
30	30	62	30	30	42	30	1	1	3
31	31	63	31	31	43	31	1	1	3
32	32	64	32	32	44	32	1	2	3
33	33	65	33	33	45	33	1	2	3
34	34	66	34	34	46	34	1	2	3
35	35	67	35	35	47	35	1	2	3
36	36	68	36	36	48	36	1	2	3
37	37	69	37	37	49	37	1	2	3
38	38	70	38	38	50	38	1	3	3
39	39	71	39	39	51	39	1	3	3
40	40	72	40	40	52	40	1	3	3
41	41	73	41	41	53	41	2	3	3
42	42	74	42	42	54	42	2	3	
43	43	75	43	43	55	43	2	3	
44	44	76	44	44	56	44	2	3	
45	45	77	45	45	57	45	2	3	
46	46	78	46	46	58	46	2		
47	47	79	47	47	59	47	3		
48	48	80	48	48	60	48	3		

49	49	81	49	49	61	49	3		
50	49	82	50	49	62	50	3		
51	50	83	51	50	63	51	3		
52	50	84	52	50	64	52	3		
53	51	85	53	51	65	53	3		
54	51	86	54	51	66	54	3		
55	52	87	55	52	67	55	3		
56	52	88	56	52	68	56	3		
57	53	89	57	53	69	57	3		
58	53	90	58	53	70	58	3		
59	54	91	59	54	71	59	3		
60	54	92	60	54	72	60	3		
61	55	93	61	55	73	61	3		
62	55	93	62	55	74	62			
63	56	93	63	56	75	63			
64	56	93	64	56	76	64			
65	57	93	65	57	77	65			
66	57	93	66	57	78	66			
67	58	93	67	58	79	67			
68	58	93	68	58	80	68			
69	59	93	69	59	81	69			
70	59	93	70	59	82	70			
71	60	93	71	60	83	71			
72	60	93	72	60	84	72			
73	61	93	73	61	85	73			
74	61	93	74	62	86	74			
75	62	93	75	63	87	75			
76	62	93	76	64	88	76			
77	63	93	77	65	89	77			
78	63	93	78	65	90	78			
79	64	93	79	66	91	79			
80	64	93	80	66	92	80			
81	65	93	81	67	93	81			
82	66	93	82	67	94	82			
83	67	93	83	68	95	83			
84	68	93	84	68	96	84			
85	69	93	85	69	97	85			
86	69	93	86	70	98				
87	70	93	87	71	99				
88	70	93	88	72	100				
89	71	93	89	73	101				
90	71	93	90	73	102				
91	72	93	91	74	103				
92	72	93	92	74	104				
93	73	93	93	75	105				
94		93	94						
95		93	95						
96		93	96						
97		93	97						
98		93	98						
99		93	99						
100		93	100						

101		93	101						
102		93	102						
103		93	103						
104		93	104						
105		93	105						
106		93	106						
107		93	107						
108		93	108						
109		93	109						
110		93	110						
111		93	111						
112		93	112						
113		93	113						
114		93							
115		93							
116		93							
117		93							
118		93							
119		93							
120		93							
121		93							
122		93							
123		93							
124		93							
125		93							

b 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	21	1	17	1	1	1
2	2	22	2	18	2	2	2
3	3	23	3	19	3	3	3
4	4	24	4	20	4	4	4
5	5	25	5	21	5	5	5
6	6	26	6	22	6	6	6
7	7	27	7	23	7	7	7
8	8	28	8	24	8	8	8
9	9	29	9	25	9	9	9
10	10	30	10	26	10	10	10
11	11	31	11	27	11	11	11
12	12	32	12	28	12	12	12
13	13	33	13	29	13	13	13
14	14	34	14	30	14	14	14
15	15	35	15	31	15	15	15
16	16	36	16	32	16	16	16
17	17	37	17	33	17	17	17
18	18	38	18	34	18	18	18
19	19	39	19	35	19	19	19
20	20	40	20	36	20	20	20
21	21	41	21	37	21	21	21
22	22	42	22	38	22	22	22
23	23	43	23	39	23	23	23
24	24	44	24	40	24	24	24
25	25	45	25	41	25	25	25
26	26	46	26	42	26	26	26
27	27	47	27	43	27	27	27
28	28	48	28	44	28	28	28
29	29	49	29	45	29	29	29
30	30	50	30	46	30	30	30
31	31	51	31	47	31	31	31
32	32	52	32	48	32	32	32
33	33	53	33	49	33	33	33
34	33	54	34	50	34	34	34
35	34	55	35	51	35	35	35
36	34	56	36	52	36	36	36
37	35	57	37	53	37	37	37
38	35	58	38	54	38	38	38
39	36	59	39	55	39	39	39
40	36	60	40	56	40	40	40
41	37	61	41	57	41	41	41
42	38	62	42	58	42	42	42
43	39	63	43	59	43	43	43
44	40	64	44	60	44	44	44
45	41	65	45	61	45	45	45
46	42	66	46	62	46	46	46
47	43	67	47	63	47	47	47
48	44	68	48	64	48	48	48

49	45	69	49	65	49	49	49
50	45	70	50	66	50	50	50
51	46	71	51	67	51	51	51
52	46	72	52	68	52	52	52
53	47	73	53	69	53	53	53
54	47	74	54	70	54	54	
55	48	75	55	71	55	55	
56	48	76	56	72	56	56	
57	49	77	57	73	57	57	
58	50	78	57	74	58	58	
59	51	79	58	75	59	59	
60	52	80	58	76	60	60	
61	53	81	59	77	61	61	
62	53	82	59	78	62	62	
63	54	83	60	79	63	63	
64	54	84	60	80	64	64	
65	55	85	61	81	65	65	
66	55	86	62	82	66		
67	56	87	63	83	67		
68	56	88	64	84	68		
69	57	89	65	85	69		
70	57	90	65	86	70		
71	58	91	65	87	71		
72	58	92	66	88	72		
73	59	93	66	89	73		
74	59	94	66	90	74		
75	60	95	67	91	75		
76	60	96	67	92	76		
77	61	97	67	93	77		
78	61	98	68	94	78		
79	62	99	68	95	79		
80	62	100	68	96	80		
81	63	101	69	97	81		
82	63	102	69	98	82		
83	64	103	69	99	83		
84	64	104	70	100	84		
85	65	105	70	101	85		
86		106	70	102			
87		107	71	103			
88		108	71	104			
89		109	71	105			
90		110	72	106			
91		111	72	107			
92		112	72	108			
93		113	73	109			
94		114	73	110			
95		115	73	111			
96		116	74	112			
97		117	74	113			
98		118	74	114			
99		119	75	115			
100		120	75	116			

101		121	75	117			
102		122	76	118			
103		123	76	119			
104		124	76	120			
105		125	77	121			
106			77				
107			77				
108			78				
109			78				
110			78				
111			79				
112			79				
113			79				

c 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	17	1	17	1	1	1
2	2	18	2	18	2	2	2
3	3	19	3	19	3	3	3
4	4	20	4	20	4	4	4
5	5	21	5	21	5	5	5
6	6	22	6	22	6	6	6
7	7	23	7	23	7	7	7
8	8	24	8	24	8	8	8
9	9	25	9	25	9	9	9
10	10	26	10	26	10	10	10
11	11	27	11	27	11	11	11
12	12	28	12	28	12	12	12
13	13	29	13	29	13	13	13
14	14	30	14	30	14	14	14
15	15	31	15	31	15	15	15
16	16	32	16	32	16	16	16
17	17	33	17	33	17	17	17
18	18	34	18	34	18	18	18
19	19	35	19	35	19	19	19
20	20	36	20	36	20	20	20
21	21	37	21	37	21	21	21
22	22	38	22	38	22	22	22
23	23	39	23	39	23	23	23
24	24	40	24	40	24	24	24
25	25	41	25	41	25	25	25
26	26	42	26	42	26	26	26
27	27	43	27	43	27	27	27
28	28	44	28	44	28	28	28
29	29	45	29	45	29	29	29
30	30	46	30	46	30	30	30
31	31	47	31	47	31	31	31
32	32	48	32	48	32	32	32
33	33	49	33	49	33	33	33
34	34	50	34	50	34	34	34
35	35	51	35	51	35	35	35
36	36	52	36	52	36	36	36
37	37	53	37	53	37	37	37
38	38	54	38	54	38	38	38
39	39	55	39	55	39	39	39
40	40	56	40	56	40	40	40
41	41	57	41	57	41	41	41
42	42	58	42	58	42	42	42
43	43	59	43	59	43	43	43
44	44	60	44	60	44	44	44
45	45	61	45	61	45	45	45
46	45	62	46	62	46	46	46
47	46	63	47	63	47	47	47
48	46	64	48	64	48	48	48

49	47	65	49	65	49	49	49
50	47	66	50	66	50	50	50
51	48	67	51	67	51	51	51
52	48	68	52	68	52	52	52
53	49	69	53	69	53	53	53
54	50	70	54	70	54	54	54
55	51	71	55	71	55	55	55
56	52	72	56	72	56	56	56
57	53	73	57	73	57	57	57
58	54	74	58	74	58	58	
59	55	75	59	75	59	59	
60	56	76	60	76	60	60	
61	57	77	61	77	61	61	
62	58	78	61	78	62	62	
63	59	79	62	79	63	63	
64	60	80	62	80	64	64	
65	61	81	63	81	65	65	
66	62	82	63	82	66	66	
67	63	83	64	83	67	67	
68	64	84	64	84	68	68	
69	65	85	65	85	69	69	
70	66	86	66	86	70		
71	67	87	67	87	71		
72	68	88	68	88	72		
73	69	89	69	89	73		
74	70	90	70	90	74		
75	71	91	71	91	75		
76	72	92	72	92	76		
77	73	93	73	93	77		
78	74	94	74	94	78		
79	75	95	75	95	79		
80	76	96	76	96	80		
81	77	97	77	97	81		
82	77	98	78	98	82		
83	78	99	79	99	83		
84	78	100	80	100	84		
85	79	101	81	101	85		
86	79	102	82	102	86		
87	80	103	83	103	87		
88	80	104	84	104	88		
89	81	105	85	105	89		
90	82	106	85	106	90		
91	83	107	86	107	91		
92	84	108	86	108	92		
93	85	109	87	109	93		
94	85	110	87	110			
95	86	111	88	111			
96	86	112	88	112			
97	87	113	89	113			
98	87	114	89	114			
99	88	115	90	115			
100	88	116	90	116			

101	89	117	91	117			
102	90	118	91	118			
103	91	119	92	119			
104	92	120	92	120			
105	93	121	93	121			
106	93	122	93	122			
107	93	123	94	123			
108	93	124	94	124			
109	94	125	95	125			
110	94	126	95	126			
111	94	127	96	127			
112	94	128	96	128			
113	95	129	97	129			
114	95	130	97				
115	95	131	98				
116	95	132	98				
117	96	133	99				
118	96	134	99				
119	96	135	100				
120	96	136	100				
121	97	137	101				
122	97	138	102				
123	97	139	103				
124	97	140	104				
125	98	141	105				
126	98	142					
127	98	143					
128	98	144					
129	99	145					
130	99	146					
131	99	147					
132	99	148					
133	100	149					
134	100	150					
135	100	151					
136	100	152					
137	101	153					
138	101	154					
139	101	155					
140	101	156					
141	102	157					
142	102	158					
143	102	159					
144	102	160					
145	103	161					
146	103	162					
147	103	163					
148	103	164					
149	104	165					
150	104	166					
151	104	167					
152	104	168					
153	105	169					
154	105						
155	105						
156	105						
157	106						
158	106						
159	106						
160	106						

161	107						
162	107						
163	107						
164	107						
165	108						
166	108						
167	108						
168	108						
169	109						

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

1 人材の確保

多様で有為な人材を確保するためには、多くの受験者を確保する必要があるが、公務員の採用試験をめぐっては、民間企業の採用拡大の影響などにより、全国的に志望者数が減少傾向にある。

こうした中で、本県においては、広報活動の強化や、専門試験を課さない試験区分である「行政（一般事務）B」の新設といった取組を進めた結果、本年度の大学卒業程度試験の受験者数は前年度より増加し、語学・国際関係・理系学部の学生など新たな受験者層の掘り起こしに一定の成果が見られたところである。

他方、特に技術系職種については引き続き競争倍率が低い水準で推移している状況にある。

こうした状況を踏まえ、各任命権者とも協力し、一層の情報発信に努め、より効果的な広報活動を実施するとともに、多様で有為な人材が確保できる試験制度の研究・改善を引き続き行い、受験者の確保に取り組む必要がある。

2 能力及び実績に基づく人事管理

地方公務員法を改正する法律（以下「改正地方公務員法」という。）が、平成28年4月から施行されることとなっており、改正地方公務員法では、職員がその職務を遂行するにあたって発揮した能力や挙げた実績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、評価結果を人事配置や人材育成に活用するなど、この制度を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが求められている。

各任命権者においては、改正地方公務員法を踏まえ、標準職務遂行能力を新たに定めるとともに、現行の人事評価制度に関する規程等について、所要

の充実や改善を図っているところであるが、引き続き客観的で透明性の高い能力本位の人事管理を進めていく必要がある。

また、今回、等級別基準職務表を条例に規定することが制度化され、あわせて、等級別、職名別の職員数の公表が義務付けられたことに加え、来年度からは本県独自の給料表を導入した新たな給与制度に移行することから、各任命権者においては、職務給の原則の一層の徹底を図る必要がある。

3 人材の育成

組織の総合力を高めていくため、職員的能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが重要であり、各任命権者においては、職員に求められる職務遂行能力を明確にし、その職務遂行能力を発揮することができるような人材育成を図ることが必要である。

そのためには、人事評価制度を活用したOJT（日々の仕事を通じての人材育成）、体系的なOff-JT（研修）等により、個々の職員に応じて採用から退職・再任用まで、計画的な人材育成を図ることが重要である。

また、人材育成を図る上で、各任命権者においては、評定や指導に係る技能を向上させるための措置を講じるなど、人事評価制度に対する職員の信頼を高めるよう努める必要がある。

4 女性の活躍の推進

豊かで活力ある社会の実現を図るため、女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍することが一層重要とされており、本年9月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が公布された。この法律では、都道府県に対し、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析を行うこと、その状況把握・分析に基づいて、定量的目標や取組内容などを定める事業主行動計画を策定することなどを義務付けている。

本県においては、職員に占める女性職員の割合が高まる中、現在は女性管理職の割合が全国平均を下回っているものの、女性職員を将来の管理職員候補として積極的にグループリーダー等に登用・育成するとともに、県政運営

における要職へ登用するなどの取組を進めているところである。これらの取組に加え、法律に従い、女性の活躍に関する適切な目標を設定した上で、引き続き出産・育児後の円滑な職場復帰や多様な職務機会の付与・研修等による能力開発などのキャリア形成支援を行うなど、女性の活躍に向けた取組を計画的に進めていく必要がある。

5 時間外勤務の縮減等

「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすワーク・ライフ・バランスは、少子高齢化社会の中で重要な取組の一つであり、中でも、時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題である。

これまでも、一斉定時退庁・一斉消灯等の取組に加え、特に知事部局では、カエルシールや所属長の自己診断チェックシートといった管理監督者によるマネジメントの徹底などの時間外勤務の縮減に向けた取組を行ってきたものの、昨年度は、8月豪雨災害や衆議院選挙等の影響もあり、知事部局及び警察本部において時間外勤務が増加した。

また、教育委員会では、教員が子供と向き合う時間を確保することにより学校現場の活性化を図るため、これまでも業務改善プロジェクト・チームによって業務の効率化などの取組が進められており、今年度からは新たに教務事務支援員の配置や校務支援システムの導入など、取組の強化が図られているところである。

各任命権者においては、これらの取組を検証し必要な改善を行いながら、引き続き時間外勤務の縮減を図っていく必要がある。

さらに、「仕事以外の生活の充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、週休日や夏季休暇等と連続して取得するなど、計画的な年次有給休暇の取得ができるよう、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

6 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

育児に関しては、各任命権者とも、従来から特定事業主行動計画を策定し両立支援の取組を行っているところであるが、男性職員の育児参加については、特に育児休業の活用が依然として十分とは言えない状況にある。各任命権者は、本年度、いずれも新たな特定事業主行動計画を策定し、男性職員の育児参加については、両立支援の一層の充実を図る観点からさらに高い目標を設定しているところであり、計画期間内に目標を達成できるよう、さらに取組を強化していく必要がある。

また、本県においては、昨年、小学校1年生から3年生までの子を養育するための部分休暇を独自に創設するなど、両立支援のための休暇・休業制度の拡充を行ったところであり、各任命権者においては、こうした新たな制度の周知や利用促進に向けた環境づくりに引き続き取り組む必要がある。

なお、人事院においては、本年、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤務時間を割り振るフレックスタイム制の拡充に係る勤務時間法の改正について、報告及び勧告が行われたところであるが、今後、本県においても、国や他の都道府県の動向を注視しながら導入の可能性について検討する必要がある。

7 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において解消に向けた種々の取組が行われ、概ね減少傾向にある。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、引き続き、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離・長時間通勤を極力解消していく必要がある。

8 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修や相談体制の充実に加え、教育委員会や警察本部においては本年度から精神科の医師を産業医に選任するなど、各任命権者において様々な取組が行われているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、休職者の数や割合は、依然として高い水準にある。とりわけ、精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、こうした精神疾患の一因となり得るパワーハラスメントについても、引き続き各任命権者において、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

なお、労働安全衛生法が改正され、本年12月から、事業者が常時使用する労働者に対して医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査及びその結果に応じて面接指導の実施を義務付けること等を内容とするストレスチェック制度が創設されるため、本県でも、各任命権者においてこの制度が円滑に導入、運用される必要がある。

9 高齢期の職員の雇用問題

年金支給開始年齢の65歳までの段階的な引上げが始まり、雇用と年金の接続が社会的な課題となる中、本県においては、現時点では無年金となる期間が1年未満であることから、再任用を希望する退職者について、大部分を短時間勤務のスタッフ職として再任用している状況にある。

しかし、来年度には年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、平成27年度末の定年退職者からは、無年金期間が最長2年となることから、再任用希望者が増加することが想定され、現行の短時間勤務を中心とした再任用制度ではこれまでの経験や能力を十分に活かさないことや、職員

の士気の低下，生活に必要な収入が得られないなどの問題が生じることが考えられる。このため，フルタイム勤務の拡大とともに，適切な配置を進め，意欲と能力のある再任用職員を幅広い職務や職域で最大限活用していく必要がある。

また，人事院は，本年の報告において，再任用職員の給与については，民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ，引き続き，その在り方について必要な検討を行っていくこととしている。本県における再任用職員の給与についても，このような動きを踏まえながら検討していくことが必要である。

人事院の給与等報告及び勧告の概要

人事院の給与等報告及び勧告の概要

【給与勧告の概要】

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差 (0.36%) を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ (0.1 月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

平成 28 年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 12,300 民間事業所の約 50 万人の個人別給与を实地調査 (完了率 87.7%)

〈月例給〉 公務と民間の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469 円 0.36% [行政職(一)…現行給与 408,996 円 平均年齢 43.5 歳]
[俸給 280 円 地域手当 1,156 円 はね返し分(注) 33 円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21 月 (公務の支給月数 4.10 月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ 1 級の初任給を 2,500 円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ 1,100 円の引上げを基本に改定 (平均改定率 0.4%)

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について 1,000 円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
27年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.75月（支給済み）	0.85月（現行0.75月）
28年度 以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.80月	0.80月

[実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

III 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

2 平成28年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

- * 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

【勤務時間に関する勧告の概要】

○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充
(平成28年4月実施)

- ・ フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯(コアタイム)等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月)の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

2 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

(2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

【公務員人事管理に関する報告の概要】

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

(3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充(勤務時間法の改正を勧告)

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

說 明 資 料

目 次

1	職員の給与及び人事統計関係資料	
第1表	職員の給与額	1
第2表	職員の扶養手当の支給状況	3
第3表	職員の地域手当の支給状況	4
第4表	職員の住居手当の支給状況	5
第5表	職員の管理職手当の支給状況	6
第6表	職員の通勤手当の支給状況	7
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	8
第8表	職員の寒冷地手当の支給状況	8
第9表	職員の給料表別平均年齢及び平均経験年数	9
第10表	職員の給料表別, 学歴別, 性別人員構成比	9
第11表	給料表別, 級別, 号給別人員分布	10
その1	行政職給料表	10
その2	公安職給料表	12
その3	教育職給料表(二)(ロ)	15
その4	教育職給料表(三)(イ)	18
その5	研究職給料表	21
その6	医療職給料表(一)	23
その7	医療職給料表(二)	25
その8	医療職給料表(三)	27
第12表	給料表別, 級別, 学歴別, 年齢別人員分布	30
その1	行政職給料表	30
その2	公安職給料表	35
その3	教育職給料表(二)(ロ)	40
その4	教育職給料表(三)(イ)	42
その5	研究職給料表	44
その6	医療職給料表(一)	47
その7	医療職給料表(二)	48
その8	医療職給料表(三)	50
第13表	給料表別, 級別平均年齢	53
第14表	給料表別, 級別平均経験年数	53
第15表	再任用職員(フルタイム勤務職員)の給料表別, 級別人員分布	54
第16表	再任用職員(短時間勤務職員)の給料表別, 級別人員分布	54
その1	フルタイムの3/4勤務職員	54
その2	フルタイムの1/2勤務職員	54

2 民間給与関係資料

平成 27 年職種別民間給与実態調査の概要	55
第 17 表 民間給与実態調査事業所数	56
その 1 産業別, 企業規模別調査事業所数	56
その 2 地域別, 企業規模別調査事業所数	56
第 18 表 職種別, 学歴別, 企業規模別初任給	57
第 19 表 企業規模別, 職種別, 学歴別民間給与の支給状況等	58
その 1 給与比較の対象職種	58
1 全規模	58
2 規模 500 人以上	60
3 規模 100 人以上 500 人未満	62
4 規模 100 人未満	64
その 2 給与比較の対象外職種	66
その 3 再雇用者	67
第 20 表 行政職給料表の職務の級への民間事業所従業員の格付	68
第 21 表 民間における初任給の改定状況	69
第 22 表 民間における定期昇給制度の状況	69
第 23 表 民間における特別給の支給状況	70
第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	70
第 25 表 民間における家族手当の支給状況	71
その 1 家族手当の支給状況	71
その 2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	71
その 3 扶養家族の構成別支給月額	71
第 26 表 民間における住宅手当(借家・借間)の支給状況	71
第 27 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働 に係る割増賃金率の状況	72
第 28 表 民間における公的年金が支給されない再雇用者(フルタイム勤務) の給与水準の状況	72

3 生計費関係資料

平成 27 年 4 月の標準生計費算定方法の概要	73
第 29 表 費目別, 世帯人員別標準生計費	74
その 1 全 国	74
その 2 広島市	74
参 考 費目別, 世帯人員別生計費換算乗数	74

4 労働経済関係資料

第 30 表 労働経済指標	75
---------------	----

1 職員の給与及び人事統計関係資料

第1表 職員の給与額

(平成27年4月現在)

項目	給料表	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職
			給料表	給料表	給料表(二)(ロ)	給料表(三)(イ)
職員数(人)		28,859	5,967	5,192	4,395	12,718
給料月額総額(円)		10,024,333,212	2,064,131,729	1,656,772,351	1,620,367,720	4,477,243,301
給料の調整額総額(円)		241,353,659	153,000	127,800	73,186,384	166,488,310
扶養手当総額(円)		258,982,000	60,198,000	68,507,000	40,767,000	84,828,000
地域手当総額(円)		460,446,044	104,719,333	78,855,805	69,272,633	197,393,925
小計(基準内給与)(円)		10,985,114,915	2,229,202,062	1,804,262,956	1,803,593,737	4,925,953,536
住居手当総額(円)		140,512,000	27,560,800	10,772,900	25,182,800	73,797,400
管理職手当総額(円)		130,015,000	32,730,000	6,225,000	15,005,000	74,620,000
その他の手当総額(円)		123,093,929	1,320,503	7,191,266	26,401,307	75,771,316
合計(給与月額総額)(円)		11,378,735,844	2,290,813,365	1,828,452,122	1,870,182,844	5,150,142,252
職員一人当たり平均	給料月額(円)	347,356	345,925	319,101	368,684	352,040
	給料の調整額(円)	8,363	26	25	16,652	13,091
	扶養手当(円)	8,974	10,088	13,195	9,276	6,670
	地域手当(円)	15,955	17,550	15,188	15,762	15,521
	小計(基準内給与)(円)	380,648	373,588	347,508	410,374	387,321
	住居手当(円)	4,869	4,619	2,075	5,730	5,803
	管理職手当(円)	4,505	5,485	1,199	3,414	5,867
	その他の手当(円)	4,265	221	1,385	6,007	5,958
	合計(給与月額)(円)	394,287	383,914	352,167	425,525	404,949
対前年比	給料月額(%)	99.1	99.3	99.9	98.9	98.9
	基準内給与(%)	99.0	99.2	99.8	98.7	98.8
	給与月額(%)	99.1	99.3	99.9	98.8	98.9

- (注) 1 給料月額には、平成18年4月1日及び平成27年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。
 2 その他の手当とは、初任給調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当及び単身赴任手当をいう。
 3 再任用職員等は含まれていない(以下、第14表までについて同じ。)
 4 職員一人当たりの平均は小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第1表 職員の給与額（つづき）

項目		給料表	研究職	医療職	医療職	医療職
		給料表	給料表	給料表(一)	給料表(二)	給料表(三)
職員数(人)			272	40	210	65
給料月額総額(円)			98,893,839	16,903,100	66,796,364	23,224,808
給料の調整額総額(円)			816,265	0	581,900	0
扶養手当総額(円)			2,975,000	480,000	1,066,000	161,000
地域手当総額(円)			4,106,000	2,688,465	2,524,148	885,735
小計(基準内給与)(円)			106,791,104	20,071,565	70,968,412	24,271,543
住居手当総額(円)			1,583,800	108,000	1,275,500	230,800
管理職手当総額(円)			480,000	540,000	415,000	0
その他の手当総額(円)			48,000	12,165,503	196,034	0
合計(給与月額総額)(円)			108,902,904	32,885,068	72,854,946	24,502,343
職 員 一 人 当 た り 平 均	給料月額(円)		363,580	422,578	318,078	357,305
	給料の調整額(円)		3,001	0	2,771	0
	扶養手当(円)		10,938	12,000	5,076	2,477
	地域手当(円)		15,096	67,212	12,020	13,627
	小計(基準内給与)(円)		392,614	501,789	337,945	373,408
	住居手当(円)		5,823	2,700	6,074	3,551
	管理職手当(円)		1,765	13,500	1,976	0
	その他の手当(円)		176	304,138	933	0
	合計(給与月額)(円)		400,378	822,127	346,928	376,959
対前年比	給料月額(%)		99.6	100.5	97.3	99.4
	基準内給与(%)		99.4	100.4	97.3	99.3
	給与月額(%)		99.2	100.0	97.6	99.2

第2表 職員の扶養手当の支給状況

(平成27年4月現在)

区分		給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
		全給料表	給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者数		人 12,965	人 2,942	人 3,196	人 2,032	人 4,552	人 150	人 19	人 63	人 11
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 19,975	円 20,462	円 21,435	円 20,063	円 18,635	円 19,833	円 25,263	円 16,921	円 14,636
扶 養 親 族 数	配偶者 (手当月額13,000円)	人 7,433	人 1,725	人 2,530	人 1,023	人 2,008	人 95	人 18	人 30	人 4
	配偶者以外の者 (手当月額6,500円)	18,646	4,314	4,648	2,954	6,384	226	34	78	8
	配偶者が ない場合の1人 目の者 (手当月額11,000 円)	564	142	35	117	263	1	—	4	2
	計	26,643	6,181	7,213	4,094	8,655	322	52	112	14
	うち年齢加算 を受ける子 (手当月額5,000 円)	6,990	1,634	1,004	1,396	2,867	52	5	25	7

(注) 年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。

第3表 職員の地域手当の支給状況

(平成27年4月現在)

区分	給料表 受給者数及び 平均手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者計	人数(人)	28,850	5,959	5,192	4,395	12,717	272	40	210	65
	平均額(円)	15,960	17,573	15,188	15,762	15,522	15,096	67,212	12,020	13,627
東京都特別区 に勤務する者 (支給割合18%)	人数(人)	35	32	3	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	61,662	62,336	54,480	—	—	—	—	—	—
医療職給料表 (一)の適用を 受ける者 (支給割合15%)	人数(人)	40	—	—	—	—	—	40	—	—
	平均額(円)	67,212	—	—	—	—	—	67,212	—	—
大阪府大阪市 に勤務する者 (支給割合15%)	人数(人)	4	4	—	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	67,370	67,370	—	—	—	—	—	—	—
広島市及び 安芸郡府中町 に勤務する者 (支給割合6%)	人数(人)	12,444	3,544	2,572	1,397	4,773	93	—	47	18
	平均額(円)	21,964	21,537	20,789	24,044	22,339	21,744	—	19,507	20,464
広島市及び 安芸郡府中町 を除く広島県 内の地域 に勤務する者 (支給割合3%)	人数(人)	16,322	2,375	2,616	2,998	7,944	179	—	163	47
	平均額(円)	11,144	10,968	9,624	11,902	11,426	11,641	—	9,861	11,008
上記以外の 地域に 勤務する者	人数(人)	5	4	1	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	25,643	20,025	48,113	—	—	—	—	—	—

第4表 職員の住居手当の支給状況

(平成27年4月現在)

区分	給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
	全給料表	給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者数	人 5,558	人 1,087	人 413	人 1,000	人 2,931	人 63	人 4	人 51	人 9
手当月額11,000円以下の受給者	18	5	3	3	7	—	—	—	—
手当月額11,100円以上27,000円未満の受給者	2,148	348	111	414	1,228	20	—	23	4
手当月額27,000円の受給者	3,392	734	299	583	1,696	43	4	28	5
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 25,250	円 25,343	円 25,758	円 25,169	円 25,175	円 25,140	円 27,000	円 25,010	円 25,644

配偶者等の 居住する 借家・借間	受給者数	人 14	人 1	人 11	人 1	人 1	人 —	人 —	人 —	人 —
	1人当たり平均手当月額	円 12,314	円 13,500	円 12,264	円 13,500	円 10,500	円 —	円 —	円 —	円 —

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成27年4月現在)

給料表		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
区分										
受給者数		人 2,360	人 557	人 73	人 281	人 1,431	人 6	人 5	人 7	人 0
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 55,091	円 58,761	円 85,274	円 53,399	円 52,145	円 80,000	円 108,000	円 59,286	円 -
支給区分	1種 (本庁局長)	13	12	-	-	-	-	1	-	-
	2種 (本庁部長)	98	65	31	-	-	-	2	-	-
	3種 (本庁課長)	352	223	42	28	47	6	2	4	-
	4種 (本庁担当監)	1,068	85	-	142	838	-	-	3	-
	5種 (学校総括事務長)	706	49	-	111	546	-	-	-	-
	6種 (学校事務長)	123	123	-	-	-	-	-	-	-
手当が支給される主な職			本庁 局長, 部長, 課長, 担当監 地方機関 所長, 次長	警察本部 参事官, 課長 警察署 署長, 副署長	高等学校 特別支援学校 校長, 教頭	小・中学校 校長, 教頭	総合技術研究所 センター長	本庁 局長 地方機関 所長	畜産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長	本庁 担当監

(注) 支給区分欄の()内は, 各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第6表 職員の通勤手当の支給状況

(平成27年4月現在)

区分	給料表 受給者数及び 平均手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者計	人数(人)	25,733	5,247	3,771	4,146	12,074	235	11	191	58
	平均額(円)	11,929	16,451	7,611	15,661	9,641	20,129	10,304	23,994	20,586
交通機関等のみ を利用する者	人数(人)	4,789	2,770	1,212	247	412	62	4	58	24
	平均額(円)	14,647	16,135	9,766	20,777	13,579	19,543	12,266	21,206	16,591
交通用具のみを 使用する者	人数(人)	18,754	1,937	2,335	3,320	10,910	128	6	94	24
	平均額(円)	7,561	8,072	4,684	9,634	7,388	9,323	8,883	11,246	13,913
自動車	人数(人)	16,504	1,550	844	3,240	10,647	107	6	88	22
	平均額(円)	8,258	9,553	8,430	9,809	7,514	10,746	8,883	11,876	14,995
自転車等	人数(人)	2,247	386	1,490	80	262	21	—	6	2
	平均額(円)	2,437	2,126	2,556	2,540	2,234	2,076	—	2,000	2,000
自動車と 自転車等	人数(人)	3	1	1	—	1	—	—	—	—
	平均額(円)	10,800	7,200	13,600	—	11,600	—	—	—	—
交通機関等と 交通用具を 併用する者	人数(人)	2,190	540	224	579	752	45	1	39	10
	平均額(円)	43,393	48,132	26,459	48,037	40,166	51,674	10,980	58,866	46,192
交通機関等と 自動車	人数(人)	1,894	429	141	543	695	38	1	38	9
	平均額(円)	45,885	52,476	32,475	48,626	41,208	53,639	10,980	59,885	49,778
交通機関等と 自転車等	人数(人)	277	110	83	33	43	6	—	1	1
	平均額(円)	26,744	31,445	16,239	37,463	25,918	36,071	—	20,143	13,923
交通機関等と 自動車と 自転車等	人数(人)	19	1	—	3	14	1	—	—	—
	平均額(円)	37,650	20,160	—	57,751	32,237	70,623	—	—	—

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成27年4月現在)

受給者数	手当受給者 一人当たり 平均手当月額
人	円
380	29,713

(受給者数の内訳)

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
250	104	3	—	3	18	2	—	—	—	—

第8表 職員の寒冷地手当の支給状況

(平成27年4月現在)

受給者数	手当受給者 一人当たり 平均手当月額
人	円
28	14,409

(受給者数の内訳)

世帯主である職員		その他の職員
扶養親族あり	その他の世帯主	
人	人	人
17	7	4

第9表 職員の給料表別平均年齢及び平均経験年数

(平成27年4月現在)

区分 給料表	平均年齢	平均経験年数
	歳	年
全給料表	42.8	20.8
行政職給料表	43.9	22.7
公安職給料表	38.0	17.3
教育職給料表(二)(ロ)	44.9	22.5
教育職給料表(三)(イ)	43.4	20.9
研究職給料表	43.4	20.6
医療職給料表(一)	37.9	14.6
医療職給料表(二)	40.6	17.3
医療職給料表(三)	45.8	23.8

第10表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成27年4月現在)

区分 給料表	給料表別 人員構成比	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	% 100.0	% 81.1	% 7.2	% 11.7	% 0.0	% 58.4	% 41.6
行政職給料表	20.7	61.5	12.6	25.9	0.0	66.6	33.4
公安職給料表	18.0	61.7	3.8	34.4	0.1	92.0	8.0
教育職給料表(二)(ロ)	15.2	95.0	4.3	0.6	—	57.9	42.1
教育職給料表(三)(イ)	44.1	92.8	7.2	0.0	—	41.2	58.8
研究職給料表	0.9	99.6	—	0.4	—	82.0	18.0
医療職給料表(一)	0.1	100.0	—	—	—	77.5	22.5
医療職給料表(二)	0.7	88.1	11.9	—	—	27.6	72.4
医療職給料表(三)	0.2	95.4	4.6	—	—	4.6	95.4

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第11表 給料表別，級別，号給別人員分布

その1 行政職給料表 [他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用]

(平成27年4月現在)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給									
2									
3									
4									
5			1						
6						1			
7			1						
8									
9	13	52	2						
10		2	1						
11	5	13	3			1			
12		6	2						
13	17	52	26						
14		13	1						9
15	2	13	8						
16	2	7	10						
17	24	60	35						
18	1	8	7						
19	2	20	11						
20	1	7	7						2
21	18	36	24						
22	1	9	5	2					
23	5	6	15	1					
24		4	7						1
25	7	13	33						
26	1	7	7	1					
27	9	4	20	3					
28		4	5	4					
29	72	3	25	4					
30	1	3	4	3					
31	10	1	25	11				45	
32	5		10	10				1	
33	58	3	35	8					
34			13	7				1	
35	9	1	39	29					
36	2	2	11	10				1	
37	50	3	25	53				13	
38			4	21					
39	15	1	64	81					
40	15		7	17			146		
41	4	2	37	47	1			6	
42	1	1	7	51			1		
43	2		51	45	2		2		
44	3	1	12	53					
45	5	1	47	22	1				
46	2	1	11	23	3		54		
47	2	1	40	40	1		1		
48	5	1	10	31	1				
49	5	2	21	121					
50		1	10	26	1	1	18		
51	2		25	30	5				
52	1	1	5	49	2	1			
53			3	39	6	5			
54			6	80	2	3			
55	2		2	20	7	28			
56			1	26	1	38			
57	2		1	40	7	36			
58			1	33	1	8			
59				100	13	13			
60			2	17	2	10			
61			4	36	11	9			
62				25	7	10			
63			2	107	19	7			
64				15	6	10			

その1 行政職給料表（つづき）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65号給			2	59	16	17			
66				29	10	6			
67				81	32	16			
68			4	22	17	8			
69				85	30	19			
70			1	21	12	7			
71				45	69	32			
72			1	13	24	13			
73	1		1	65	91	47			
74				17	56	15			
75			1	40	42	46			
76			1	21	19	24			
77				67	63	41			
78			1	14	19	28			
79			2	18	46	148			
80				14	18	12			
81			1	6	47	9			
82				13	30				
83				6	48	1			
84				1	29				
85				2	48				
86				3	26				
87				5	337				
88				4	15				
89			1	1	144				
90			1	2					
91			1	1	6				
92									
93				38	2				
94									
95									
96			1						
97									
98									
99			1						
100									
101									
102									
103			1						
104			1						
105			1						
106									
107			1						
108									
109									
110									
111									
112			1						
113			4						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	382	365	820	2,034	1,395	670	222	67	12
							合計人員	5,967	

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5	26								
6									
7	3					1			
8	4								
9	12								
10	1								
11	23								
12									
13	16								
14	2								
15	32		1						
16									
17	2		1						
18	4								
19	35		1						
20	1								
21	78		2						
22	10		4						
23	33		12	1					
24	7								
25	16	75	2	2					
26	19	11	2						
27	81	19	8	2					
28	8	23	2	2					
29	17	62	4	6					
30	25	15	4	1					
31	14	31	22	3	1				
32	4	30	5		2			1	
33	2	88	17	6	1				
34	1	21	5	4					10
35	2	23	18	8	1				3
36	1	18	8	3	3				1
37	5	75	50	5	1	1			
38	4	20	36	5			1		1
39		26	58	16	5		1		
40		31	32	6	2				
41	2	47	58	32	4	3	3		4
42	2	26	32	17		2			3
43	1	32	66	33	4				5
44	2	26	33	24	2	2			
45		55	58	41	11	2			4
46		20	32	27	5	1			
47		33	54	48	33	4	2	11	
48	1	20	37	31	9	1	1	8	
49			44	33	17	1			
50			35	28	9		2		
51		1	48	39	21	1			
52		1	27	32	5				
53			58	37	8	1	1		
54		1	24	25	9				
55			38	45	13		8		
56			27	27	9	1	7		
57			19	33	7	1	10		
58			17	18	5		3		
59			17	31	8	2	1		
60			10	24	9		1		
61			18	21	6		4	19	
62			11	24	6	1	4		
63			15	26	9		3		
64			8	27	4	1	4		

その2 公安職給料表 (つづき)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65号給			13	33	9		3		
66			9	20	10		2		
67			10	32	12	3	2		
68			8	22	14	1	4		
69				29	10	2	8		
70				6	18		5		
71				15	10		10		
72				12	17	3	7		
73				20	17	4	18		
74				6	6	1	9		
75				14	17	2	10		
76				8	9	1	6		
77				12	19	2	16		
78				4	13	2	4		
79				8	15	4	44		
80				6	19	2	13		
81				10	21	4	13		
82				5	17	2			
83				11	28	6	1		
84				3	19				
85				9	41	15	1		
86				4	17		9		
87				6	33	90			
88				6	9	7			
89				10	33	15			
90				3	18				
91				9	38	3			
92				8	10				
93				9	88				
94				11					
95				9					
96				7					
97				7					
98				5					
99				4					
100				5					
101				3					
102				5					
103				8					
104				4					
105				8					
106				9					
107				7					
108				5					
109				6					
110				5					
111				8					
112				6					
113				14					
114				14					
115				17					
116				12					
117				12					
118				8					
119				9					
120				8					
121				3					
122				7					
123				13					
124				8					
125				44					
126									
127									
128									

その2 公安職給料表（つづき）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
129号給									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	496	830	1,120	1,424	816	204	232	39	31
							合計人員	5,192	

その3 教育職給料表（二）（口）〔高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手等に適用〕

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		38			
6					
7		7			
8		2			
9		46			
10		1			
11		6			
12		4			
13		51			
14		1			
15		14			
16		4			
17		66			
18		1			
19		18			
20		6			2
21		67			
22		2			2
23		17			
24		2			1
25		69			4
26		7			1
27		21			2
28		14			5
29		54			3
30		2			7
31		19			3
32		10			4
33		34			11
34		5			4
35		26			3
36		13			3
37		39			39
38		11			
39		16			
40		16			
41		50			
42		10			
43		15			
44		10			
45		39			
46		6			
47		15			
48		12			
49		15		1	
50		10			
51		14			
52		11			
53		31			
54		11			
55		17		2	
56		19		1	
57		30		8	
58		16		6	
59		17		7	
60		16		10	
61		26		6	
62		9		4	
63		17		4	
64		8		11	

その3 教育職給料表（二）（ロ）（つづき）

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
65号給		23		5	
66		15		5	
67		15		12	
68		15		5	
69		33		9	
70		11		6	
71		14	2	3	
72		19		5	
73		40	1	10	
74		19		3	
75		27	1	4	
76		18	3	3	
77		29		9	
78		14	2		
79		21	1		
80		16			
81		34	2		
82		6	3		
83		23	1		
84		16			
85		27	1		
86		6	1		
87		21	5		
88		21	3		
89	1	38	7		
90		15	8		
91		28	6		
92		16	8		
93		36	4		
94		20	6		
95		34	7		
96		26	4		
97		32	2		
98		38	3		
99		22	2		
100		34	2		
101		28			
102		33			
103		33	3		
104		20	3		
105		27	2		
106		22	5		
107		22	2		
108		46	3		
109		56	1		
110		86			
111		73	1		
112		76			
113		53			
114		50			
115		69			
116		77			
117		124			
118		54			
119		83			
120		52			
121		66			
122		50			
123		36			
124		24			
125		33			
126		32			
127		61			
128		73			

その3 教育職給料表（二）（ロ）（つづき）

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
129号給		92			
130		82			
131		78			
132		91			
133		85			
134		60			
135		44			
136		46			
137		23			
138		15			
139		25			
140		1			
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	1	4,056	105	139	94
				合計人員	4,395

その4 教育職給料表 (三) (イ) 〔小・中学校に勤務する校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 助教諭, 養護助教諭等及び広島学園に勤務する児童自立支援専門員に適用〕

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10					
11					
12					
13					2
14					2
15					2
16					1
17		250			4
18					3
19		19			2
20		6			7
21		260			3
22		1			3
23		16			33
24		13			28
25		223			25
26		5			11
27		31			9
28		21			12
29		247			23
30		9			22
31		47			35
32		28			39
33		236			44
34		17			38
35		48			34
36		38			39
37		240			279
38		23			
39		68			
40		39			
41		208			
42		34			
43		63			
44		46			
45		194			
46		25			
47		68			
48		47			
49		142			
50		34			
51		62			
52		23			
53		156			
54		32			
55		55			
56		48			
57		141			
58		26			
59		59			
60		49		1	
61		101		1	
62		29			
63		50			
64		56	1	6	

その4 教育職給料表 (三) (イ) (つづき)

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65号給		88		4	
66		40	1	9	
67		51		8	
68		42	1	11	
69		102		14	
70		30		19	
71		63	1	11	
72		41		26	
73		69		39	
74		35		39	
75		50	2	18	
76		33	1	40	
77		60	3	39	
78		23	7	39	
79		55		31	
80		48	5	20	
81		60	8	34	
82		41	6	22	
83		71	3	22	
84		61	7	32	
85		67	7	35	
86		47	7	31	
87		47	11	37	
88		51	9	30	
89		66	10	31	
90		61	4	21	
91		58	5	10	
92		50	3	15	
93		70	9	49	
94		38	16		
95		48	8		
96		40	3		
97		50	5		
98		39	4		
99		64	3		
100		39	3		
101		63	2		
102		55	3		
103		70	2		
104		53	5		
105		77	6		
106		43	4		
107		96			
108		75	4		
109		75	1		
110		90	1		
111		68	1		
112		67			
113		67			
114		76			
115		69			
116		83			
117		96			
118		58			
119		95			
120		89			
121		123			
122		106			
123		150			
124		76			
125		112			
126		124			
127		188			
128		98			

その4 教育職給料表 (三) (イ) (つづき)

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
129号給		164			
130		58			
131		109			
132		135			
133		120			
134		99			
135		112			
136		87			
137		123			
138		154			
139		91			
140		108			
141		167			
142		193			
143		281			
144		175			
145		216			
146		162			
147		183			
148		105			
149		98			
150		74			
151		96			
152		3			
153		4			
154					
155					
156					
157		1			
計	0	11,092	182	744	700
合計人員					12,718

その5 研究職給料表 [試験場, 研究所等に勤務し, 試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用]

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12					
13		5			
14					
15					
16					
17		4			
18					
19					
20					
21		5			
22					
23		2			
24					
25		3	1		
26		1	4		
27					
28		1			
29		4	3		
30			5		
31		1	1		
32		2	1		
33		6	1		1
34			2		
35					
36					1
37		6	1		1
38			8		
39		1	1		2
40					
41		3			
42			3		
43					
44			1		
45		2	2	1	
46			5	1	
47		1			
48				1	
49		2	5	1	
50			6		
51		1	1	1	
52		1			
53		1	2	1	1
54			11	1	
55		1	1	4	
56			3	1	
57			2	4	
58			5	5	
59			1	2	
60			11	1	
61			1	5	
62			4	2	
63			5	3	
64			1	1	

その5 研究職給料表 (つづき)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65号給			1	1	
66			5	1	
67			5	1	
68			1	4	
69			7	2	
70			1		
71				1	
72			2		
73			1	7	
74			4		
75					
76			2		
77			4		
78			9		
79			1		
80			1		
81			3		
82					
83			1		
84					
85			6		
86					
87					
88			2		
89			6		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	54	160	52	6
合計人員					272

その6 医療職給料表（一）〔病院、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師に適用〕

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12				
13	3			
14				
15		3		
16				
17	1			
18				
19		1		
20				
21	2			
22				
23		2	1	
24				1
25	2			
26				
27		1		
28				
29	2			
30				
31		2	1	
32				
33				
34				
35		1	1	
36				
37				
38				
39				
40				
41			1	
42			1	
43				
44				1
45			1	
46				
47				
48				
49				
50				
51			2	
52				
53				
54				1
55				1
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				1

その6 医療職給料表（一）（つづき）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
65号給				2
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75			1	
76			1	
77			1	
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	12	10	11	7
合計人員				40

その7 医療職給料表（二）〔保健所，総合精神保健福祉センター等に勤務し，又は職員の衛生管理業務に従事する
薬剤師，獣医師，栄養士等の職員に適用〕

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5		3					
6							
7							
8		3					
9		4					
10							
11							
12		2					
13		7					
14							
15							
16					1		
17		4					
18							
19		2					
20							
21		6	1				
22							
23		4					
24							
25							
26		1					
27		7					
28		1		1			
29		4	1				1
30			1				
31		3	1				
32							
33		1	1				
34					1		1
35		5	1	1	3		
36		1	1				1
37				1	3		
38					1		
39		2	2	1	1		
40					3		
41				4	1		
42		1			2		1
43					1		
44				1	1		
45		2		2	1		
46			1	1	3		
47			1		1		
48				1		1	
49				1	1	1	
50				1	1		
51				1			
52				1	1		
53		1					
54					2		
55					1	4	
56					3	2	
57					4	1	
58					3	1	
59					1		
60					2	2	
61						3	
62						1	
63		1			2	2	
64					1	1	

その7 医療職給料表（二）（つづき）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
65号給					1		
66							
67							
68							
69							
70					2		
71					2		
72					1		
73					1		
74					2		
75		1			1		
76					2		
77					2		
78					4		
79					2		
80					2		
81					4		
82							
83							
84					1		
85					21		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	66	11	17	93	19	4
合計人員						210	

その8 医療職給料表 (三)〔保健所, 総合精神保健福祉センター等に勤務し, 又は職員の衛生管理業務に従事する保健師, 助産師, 看護師, 准看護師等の職員に適用〕

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15		3					
16							
17			1				
18							
19		2					
20							
21							
22		1					
23		1					
24							
25							
26							
27		2					
28							
29			1				
30							
31		1					
32							
33			1				
34							
35							
36							
37					1		
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47						1	
48					1	3	
49							
50							
51				1	1		
52					1		
53					1		
54				1			
55					2	1	
56					2		
57							
58							
59					2		
60							
61						1	
62					2	1	
63					2	1	
64							

その8 医療職給料表（三）（つづき）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
65号給						2	
66					1		
67							
68							
69					1		
70							
71					2		
72					1		
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82					1		
83							
84					1		
85							
86							
87							
88							
89							
90					3		
91					1		
92					1		
93					13		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							

その8 医療職給料表（三）（つづき）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
129号給							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	10	3	2	40	10	0
合計人員						65	

第12表 給料表別，級別，学歴別，年齢別人員分布

その1 行政職給料表〔他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用〕

(平成27年4月現在)

年齢	学歴	1 級					2 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳				13		13					
19				22		22					
20			1	24		25					
21			2	22		24					
22		52	1	18		71					
23		55	3	14		72					
24		53	3	5		61					
25		33	1	5		39	45				45
26		21				21	56	1	4		61
27		9		1		10	78		8		86
28		11	1			12	55	2	10		67
29		7				7	28	1	4		33
30		3				3	18	1	3		22
31							13				13
32				1		1	12		2		14
33							4	1	1		6
34		1				1	4	1			5
35							5				5
36											
37							1				1
38											
39											
40									1		1
41											
42							1				1
43											
44									1		1
45							1				1
46											
47									1		1
48											
49											
50											
51											
52							1				1
53											
54									1		1
55											
56											
57											
58											
59											
計		245	12	125	0	382	322	7	36	0	365

その1 行政職給料表（つづき）

年齢	級 学歴	3 級				4 級					
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29		24	4	3		31					
30		25		12		37					
31		27	5	16		48					
32		33	8	20		61					
33		39	10	9		58					
34		52	15	16		83					
35		63	9	21		93					
36		76	10	17		103					
37		87	14	33		134	5	1			6
38		67	12	19		98	19	1	2		22
39		8	6	5		19	97	17	30		144
40		6	6			12	97	29	47		173
41		6		4		10	128	42	71		241
42		1		4		5	134	51	68		253
43		2		1		3	128	28	52		208
44		2		4		6	128	19	51		198
45			2	2		4	129	25	35		189
46							117	34	44		195
47				3		3	92	36	44		172
48							62	14	28		104
49							14	4	7		25
50				1		1	3	7	4		14
51							3	3	7		13
52			2			2	2	1	8		11
53				1		1	3	2	6		11
54			1	1		2	1	2	10		13
55				1		1	2	2	9		13
56				2		2		2	8		10
57			1			1		1	2		3
58								3	6		9
59			1	1		2	2	1	4		7
計		518	106	196	0	820	1,166	325	543	0	2,034

その1 行政職給料表（つづき）

年齢	学歴	5 級					6 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29							1				1
30											
31											
32											
33											
34							1				1
35											
36											
37											
38											
39											
40											
41				2		2					
42		1		3		4					
43		7	2	4		13	1				1
44		9	2	3		14					
45		15	7	1		23	2		1		3
46		33	8	3		44	3	2	2		7
47		53	11	16		80	12	1	7		20
48		77	3	15		95	14		4		18
49		110	12	27		149	22	1	7		30
50		93	21	30		144	34	2	4		40
51		85	21	33		139	30		11		41
52		65	15	38		118	41	2	11		54
53		49	10	37		96	34	9	18		61
54		33	21	59	1	114	31	4	21		56
55		43	27	46		116	43	6	23		72
56		25	23	33		81	57	13	21		91
57		14	28	19		61	40	2	8		50
58		13	16	33	1	63	32	7	16		55
59		11	9	19		39	33	1	35		69
計		736	236	421	2	1,395	431	50	189	0	670

その1 行政職給料表（つづき）

年齢	学歴	7 級					8 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30		1				1					
31											
32											
33											
34		1				1					
35											
36											
37											
38											
39											
40											
41											
42											
43											
44		1				1	1				1
45		1		1		2					
46											
47			1			1	1				1
48		1				1					
49		7		1		8					
50		11				11					
51		12		2		14	2		1		3
52		13		1		14	1		1		2
53		9				9	3	1			4
54		16	2	4		22	5				5
55		27		8		35	2				2
56		33	5	2		40	11	1	1		13
57		20	1	1		22	19		1		20
58		19	2	4		25	13	1	1		15
59		9		6		15			1		1
計		181	11	30	0	222	58	3	6	0	67

その1 行政職給料表（つづき）

年齢	学歴	9 級				計	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
18歳						13	
19						22	
20						25	
21						24	
22						71	
23						72	
24						61	
25						84	
26						82	
27						96	
28						79	
29						72	
30						63	
31						61	
32						76	
33						64	
34						91	
35						98	
36						103	
37						141	
38						120	
39						163	
40						186	
41						253	
42		1			1	264	
43						225	
44						221	
45						222	
46						246	
47						278	
48						218	
49						212	
50						210	
51						210	
52		1			1	203	
53						182	
54		1			1	214	
55		1			1	240	
56		2			2	239	
57		4			4	161	
58		1			1	168	
59		1			1	134	
計		12	0	0	0	12	5,967
	合計人員	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		計
		3,669	750	1,546	2		5,967

その2 公安職給料表〔警察官に適用〕

年齢	学歴	1 級					2 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳				26		26					
19				34		34					
20			5	53		58					
21			4	35		39					
22		71	3	38		112					
23		71	2	47		120					
24		38	4	17		59	52	1	15		68
25		15	1	6		22	57	2	22		81
26		6				6	118	3	40		161
27		8		2		10	97	4	37	1	139
28		4	1			5	76	3	56		135
29		3		2		5	86	2	32		120
30							52	6	21		79
31							26	3	6		35
32							1	1	4		6
33									5		5
34									1		1
35											
36											
37											
38											
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45											
46											
47											
48											
49											
50											
51											
52											
53											
54											
55											
56											
57											
58											
59											
計		216	20	260	0	496	565	25	239	1	830

その2 公安職給料表（つづき）

年齢	学歴	3 級					4 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24				1		1					
25				4		4					
26		4	1	13		18					
27		5		7		12					
28		22		20		42					
29		23	1	20		44	1			1	2
30		61		43		104	3			1	4
31		107	7	50		164	8			3	11
32		131	10	39	1	181	11			5	16
33		130	7	39		176	23	1		5	29
34		101	5	25		131	39	5		13	57
35		80	2	14		96	73	4		19	96
36		41		19		60	96	7		22	125
37		43		7		50	103	4		27	134
38		14	2	8		24	72	14		24	110
39		7		2		9	67	9		26	102
40		2	1	1		4	87	6		39	132
41							50	4		29	83
42							32	14		17	63
43							20	7		18	45
44							17	4		10	31
45							24			7	31
46							9	3		19	31
47							16	1		15	32
48							8	3		9	20
49							9	2		7	18
50							12	1		8	21
51							15			20	35
52							5			13	18
53							14			18	32
54							12	1		11	24
55							14	1		10	25
56							13			5	18
57							17	2		11	30
58							6	1		22	29
59							12			8	20
計		771	36	312	1	1,120	888	94	442	0	1,424

その2 公安職給料表（つづき）

年齢	学歴	5 級					6 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33							1				1
34											
35											
36											
37		2		2		4					
38		7		2		9					
39		7	1	3		11					
40		11		6		17			1		1
41		21		11		32	4		1		5
42		29	4	14		47	3		1		4
43		22		14		36	4	1	3		8
44		30		9		39	3		1		4
45		15		15		30			1		1
46		17	1	14		32	2		2		4
47		15		13		28			2		2
48		15		15		30	3		3		6
49		22	1	13		36			4		4
50		17	2	26		45	1		6		7
51		24		30		54	4		4		8
52		14	2	22		38	1	1	5		7
53		27		17		44	8	1	5		14
54		30		26		56	5		9		14
55		25		17		42	7		1		8
56		29	2	6		37	20		1		21
57		19	1	19		39	12		4		16
58		25		29	1	55	24	1	9		34
59		25		30		55	19	1	15		35
計		448	14	353	1	816	121	5	78	0	204

その2 公安職給料表（つづき）

年齢	学歴	7 級					8 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											
41		1				1					
42		2		2		4					
43		1				1					
44		3				3					
45		3		2		5					
46		2		3		5	1				1
47		5		6		11					
48		5		4		9					
49		7	1	6		14					
50		12		6		18					
51		8		8		16			1		1
52		9		2		11	1		2		3
53		12		10		22	3		1		4
54		9		10		19	5		2		7
55		10		7		17	3		4		7
56		13		2		15	3		2		5
57		16		3		19	3	1	2		6
58		16	1	4		21	2				2
59		17		4		21	3				3
計		151	2	79	0	232	24	1	14	0	39

その2 公安職給料表（つづき）

年齢	学歴	9 級				計	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
18歳						26	
19						34	
20						58	
21						39	
22						112	
23						120	
24						128	
25						107	
26						185	
27						161	
28						182	
29						171	
30						187	
31						210	
32						203	
33						211	
34						189	
35						192	
36						185	
37						188	
38						143	
39						122	
40						154	
41						121	
42						118	
43						90	
44						77	
45						67	
46						73	
47						73	
48						65	
49						72	
50						91	
51						114	
52			1		1	78	
53				1	1	117	
54				2	2	122	
55		2		1	3	102	
56		7			7	103	
57		4			4	114	
58		3		1	4	145	
59		5		4	9	143	
計		21	1	9	0	31	5,192
	合計人員	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		計
		3,205	198	1,786	3		5,192

その3 教育職給料表（二）（ロ） 〔高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務する校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，養護助教諭，実習助手等に適用〕

年齢	級 学歴	1 級				2 級				特 2 級			
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
20歳													
21													
22						38			38				
23						55			55				
24						78	1		79				
25						81			81				
26						91			91				
27						95	1		96				
28						87	3		90				
29						66		1	67				
30						76	1		77				
31						86	1		87				
32						70	2		72				
33						52			52				
34						61	1		62				
35						65	2		67				
36						60	5		65				
37						50			50				
38						73			73				
39			1		1	80	5		85				
40						89	5	1	95				
41						73	9		82				
42						82	5		87				
43						95	9	1	105				
44						90	5		95	2			2
45						93	2	3	98	2			2
46						77	7	1	85	2			2
47						95	10	3	108	7	1		8
48						103	13		116	3			3
49						172	9	3	184	12			12
50						184	10	1	195	18	1		19
51						177	7		184	9			9
52						184	7	3	194	16			16
53						178	11	1	190	5	1		6
54						198	10	2	210	6			6
55						162	9	2	173	4			4
56						162	8	2	172	6			6
57						146	12	3	161	5			5
58						112	8		120	1			1
59						109	5	1	115	4			4
計		0	1	0	1	3,845	183	28	4,056	102	3	0	105

その3 教育職給料表（二）（ロ）（つづき）

年齢	級 学歴	3 級				4 級				計
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	
20歳										
21										
22										38
23										55
24										79
25										81
26										91
27										96
28										90
29										67
30										77
31										87
32										72
33										52
34										62
35										67
36										65
37										50
38										73
39										86
40										95
41										82
42										87
43										105
44										97
45										100
46										87
47										116
48		1		1						120
49		5		5						201
50		8		8	1			1		223
51		18		18	3			3		214
52		17	1	18	4			4		232
53		23		23	6			6		225
54		23		23	9			9		248
55		9	1	10	16			16		203
56		13		13	15			15		206
57		6		6	16			16		188
58		3	1	4	8			8		133
59		10		10	16			16		145
計		136	3	0	139	94	0	0	94	4,395
合計人員						大学卒	短大卒	高校卒	計	
						4,177	190	28	4,395	

その4 教育職給料表 (三) (イ) 〔小・中学校に勤務する校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 助教諭, 養護助教諭等及び広島学園に勤務する児童自立支援専門員に適用〕

年齢	級 学歴	1 級				2 級				特 2 級			
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
20歳							1		1				
21													
22					249				249				
23					284	1			285				
24					268	2			270				
25					290	2			292				
26					329	3			332				
27					328	5			333				
28					324	5			329				
29					308	3			311				
30					276	9			285				
31					266	5			271				
32					261	2			263				
33					223	3			226				
34					198	4			202				
35					245	3			248				
36					178	9			187				
37					183	6			189				
38					171	14			185				
39					208	9			217				
40					199	16			215				
41					226	17	1		244				
42					203	21			224				
43					241	18			259	1			1
44					240	18			258	2			2
45					236	17			253	4			4
46					238	28			266	11			11
47					230	36			266	11			11
48					249	20			269	13			13
49					259	33			292	13			13
50					315	30			345	27			27
51					331	37			368	15	2		17
52					322	38			360	20	1		21
53					317	44			361	18			18
54					364	53			417	13			13
55					398	70			468	11			11
56					388	69			457	4	1		5
57					370	65			435	4			4
58					323	66			389	6			6
59					222	49			271	5			5
計		0	0	0	0	10,260	831	1	11,092	178	4	0	182

その4 教育職給料表（三）（イ）（つづき）

年齢	級 学歴	3 級				4 級				計
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	
20歳										1
21										
22										249
23										285
24										270
25										292
26										332
27										333
28										329
29										311
30										285
31										271
32										263
33										226
34										202
35										248
36										187
37										189
38										185
39										217
40										215
41										244
42										224
43										260
44										260
45		1		1						258
46		6		6						283
47		10		10						287
48		16	1	17	1			1		300
49		40	2	42	1			1		348
50		60		60	3			3		435
51		75	4	79	17			17		481
52		94	3	97	17			17		495
53		88	5	93	40	2		42		514
54		65	6	71	67	5	1	73		574
55		62	3	65	72	5		77		621
56		63	6	69	111	8		119		650
57		44	1	45	115	3		118		602
58		46	3	49	119	13		132		576
59		39	1	40	88	12		100		416
計		709	35	0	744	651	48	1	700	12,718
合計人員						大学卒	短大卒	高校卒	計	
						11,798	918	2	12,718	

その5 研究職給料表〔試験場，研究所等に勤務し，試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用〕

年齢	級 学歴	1 級				2 級			
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
22歳									
23						1			1
24						5			5
25						3			3
26						5			5
27						7			7
28						4			4
29						2			2
30						9			9
31						6			6
32						4		1	5
33						2			2
34						4			4
35									
36						1			1
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
51									
52									
53									
54									
55									
56									
57									
58									
59									
計		0	0	0	0	53	0	1	54

その5 研究職給料表（つづき）

年齢	級 学歴	3 級				4 級			
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
22歳									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35		2			2				
36		5			5				
37		9			9				
38		10			10				
39		4			4				
40		8			8				
41		8			8				
42		16			16				
43		8			8				
44		15			15				
45		9			9				
46		19			19				
47		8			8				
48		9			9	1			1
49		6			6	4			4
50		10			10	3			3
51		6			6	4			4
52		5			5	6			6
53		1			1	3			3
54						1			1
55						6			6
56						9			9
57						3			3
58		2			2	7			7
59						5			5
計		160	0	0	160	52	0	0	52

その5 研究職給料表（つづき）

年齢	級 学歴	5 級			計	
		大学卒	短大卒	高校卒		計
22歳						
23					1	
24					5	
25					3	
26					5	
27					7	
28					4	
29					2	
30					9	
31					6	
32					5	
33					2	
34					4	
35					2	
36					6	
37					9	
38					10	
39					4	
40					8	
41					8	
42					16	
43					8	
44					15	
45					9	
46					19	
47					8	
48					10	
49					10	
50					13	
51					10	
52					11	
53					4	
54					1	
55					6	
56					9	
57		3		3	6	
58		3		3	12	
59					5	
計		6	0	0	6	272
	合計人員	大学卒	短大卒	高校卒	計	
		271	0	1		272

その6 医療職給料表（一） 〔病院、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師に適用〕

年齢	級				計
	1 級	2 級	3 級	4 級	
学歴	大学卒	大学卒	大学卒	大学卒	
24歳					
25	1				1
26	4				4
27	2				2
28					
29	4				4
30	1	3			4
31					
32		2			2
33		2			2
34					
35		3			3
36					
37			1		1
38			1		1
39			1		1
40			1		1
41					
42			1		1
43			2	1	3
44			1		1
45					
46					
47					
48					
49					
50			1		1
51			1	1	2
52			1		1
53				1	1
54					
55					
56				1	1
57					
58					
59				1	1
60				1	1
61				1	1
62					
63					
64					
計	12	10	11	7	40
			合計人員	大学卒	計
				40	40

その7 医療職給料表 (二) (保健所, 総合精神保健福祉センター等に勤務し, 又は職員の衛生管理業務に従事する
薬剤師, 獣医師, 栄養士等の職員に適用)

年齢	学歴	1 級			2 級			3 級			4 級		
		大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計
20歳													
21													
22					3		3						
23					6		6						
24					10		10						
25					6		6						
26					9		9						
27					4		4						
28					9		9						
29					6		6	1		1			
30					2		2						
31					3		3	3		3			
32					2	1	3	2		2			
33					1		1	3		3			
34					2		2						
35					1		1				3		3
36											5		5
37								1		1	2		2
38					1		1	1		1	4		4
39											1		1
40													
41											1	1	2
42													
43													
44													
45													
46													
47													
48													
49													
50													
51													
52													
53													
54													
55													
56													
57													
58													
59													
計		0	0	0	65	1	66	11	0	11	16	1	17

その7 医療職給料表（二）（つづき）

年齢	学歴	5 級			6 級			7 級			計
		大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	
20歳											
21											
22											3
23											6
24											10
25											6
26											9
27											4
28											9
29											7
30											2
31											6
32											5
33											4
34											2
35											4
36											5
37											3
38											6
39		3		3							4
40		5		5							5
41		7		7							9
42		2	2	4							4
43		3	2	5							5
44		7	1	8							8
45		4	1	5							5
46		4	1	5							5
47		1		1							1
48		5		5							5
49		1	1	2							2
50		5	5	10							10
51		4	1	5	2		2				7
52		4	2	6	1		1				7
53		2	1	3	3		3				6
54		2	2	4							4
55		1	2	3	1		1	1		1	5
56		3		3	3		3				6
57		5		5	6		6	1		1	12
58		2		2	1	1	2	2		2	6
59		1	1	2	1		1				3
計		71	22	93	18	1	19	4	0	4	210
合計人員								大学卒	短大卒	計	
								185	25	210	

その8 医療職給料表（三）〔保健所，総合精神保健福祉センター等に勤務し，又は職員の衛生管理業務に従事する保健師，助産師，看護師，准看護師等の職員に適用〕

年齢	学歴	1 級				2 級				3 級			
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
20歳													
21													
22						1			1				
23						3			3				
24						2			2				
25						1			1				
26						2			2				
27						1			1				
28													
29										1			1
30													
31													
32										2			2
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													
41													
42													
43													
44													
45													
46													
47													
48													
49													
50													
51													
52													
53													
54													
55													
56													
57													
58													
59													
計		0	0	0	0	10	0	0	10	3	0	0	3

その8 医療職給料表（三）（つづき）

年齢	学歴	4 級				5 級				6 級			
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
20歳													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39		1			1	1			1				
40													
41		1			1								
42						1			1				
43						1			1				
44						6			6				
45						3			3				
46						3			3				
47													
48						3	2		5				
49													
50						1			1				
51													
52						1			1				
53						2			2	1			1
54						5			5	2			2
55						5			5	1			1
56						3			3	2			2
57													
58						1			1	1			1
59						2			2	2	1		3
計		2	0	0	2	38	2	0	40	9	1	0	10

その8 医療職給料表（三）（つづき）

年齢	学歴	7 級			計	
		大学卒	短大卒	高校卒		
20歳						
21						
22					1	
23					3	
24					2	
25					1	
26					2	
27					1	
28						
29					1	
30						
31						
32					2	
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39					2	
40						
41					1	
42					1	
43					1	
44					6	
45					3	
46					3	
47						
48					5	
49						
50					1	
51						
52					1	
53					3	
54					7	
55					6	
56					5	
57						
58					2	
59					5	
計		0	0	0	0	65
	合計人員	大学卒	短大卒	高校卒		計
		62	3	0		65

第13表 給料表別，級別平均年齢

(平成27年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
行政職給料表	43.9	23.1	28.2		35.4	43.8	51.7	54.0	54.5	55.8	55.0
公安職給料表	38.0	22.2	27.4		32.5	41.7	50.1	53.7	52.9	54.9	56.8
教育職給料表(二)(口)	44.9	39.0	44.2	51.4	53.6	55.9					
教育職給料表(三)(イ)	43.4	—	41.8	51.2	53.4	56.2					
研究職給料表	43.4	—	28.9		44.1	54.4	57.5				
医療職給料表(一)	37.9	27.4	32.5		43.5	54.7					
医療職給料表(二)	40.6	—	27.0		32.7	37.2	48.1	55.4	57.0		
医療職給料表(三)	45.8	—	24.3		31.0	40.0	50.0	56.3	—		

第14表 給料表別，級別平均経験年数

(平成27年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
行政職給料表	22.7	2.0	5.8		14.2	22.7	30.6	32.9	32.5	32.5	30.6
公安職給料表	17.3	3.7	7.1		11.1	20.6	29.2	32.8	31.6	33.8	35.7
教育職給料表(二)(口)	22.5	19.0	21.8	28.9	30.9	33.3					
教育職給料表(三)(イ)	20.9	—	19.4	28.5	30.6	33.4					
研究職給料表	20.6	—	6.2		21.5	31.3	35.0				
医療職給料表(一)	14.6	4.4	10.0		19.7	30.6					
医療職給料表(二)	17.3	—	3.6		8.6	13.1	25.1	32.5	34.3		
医療職給料表(三)	23.8	—	2.0		8.0	18.0	28.0	34.5	—		

第15表 再任用職員（フルタイム勤務職員）の給料表別、級別人員分布

(平成27年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	12				12						
教育職給料表(二)(ロ)	135	15	112		3	5					
教育職給料表(三)(イ)	131		125			6					
合計	278										
60歳	141										
61歳	67										
62歳	39										
63歳	20										
64歳	11										

(注) フルタイム勤務職員の勤務時間は週38時間45分

第16表 再任用職員（短時間勤務職員）の給料表別、級別人員分布

その1 フルタイムの3/4勤務職員

(平成27年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	211				211						
公安職給料表	32				3	29					
教育職給料表(三)(イ)	3		3								
医療職給料表(二)	11					11					
医療職給料表(三)	7					7					
合計	264										
60歳	79										
61歳	60										
62歳	38										
63歳	38										
64歳	49										

(注) フルタイムの3/4勤務職員とは4週間の勤務時間が116時間15分の職員をいう。

その2 フルタイムの1/2勤務職員

(平成27年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	6				6						
教育職給料表(二)(ロ)	79	3	76								
教育職給料表(三)(イ)	144		144								
医療職給料表(三)	2					2					
合計	231										
60歳	47										
61歳	50										
62歳	62										
63歳	40										
64歳	32										

(注) フルタイムの1/2勤務職員とは2週間の勤務時間が38時間45分の職員をいう。

2 民間給与関係資料

平成 27 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成 27 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事委員会、人事院及び広島市人事委員会等

3 調査の対象

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうち、1,248 事業所

(2) 調査対象職種

調査対象事業所の常勤の従業員（臨時の者及び役員を除く。）のうち、職員の職に類似する職として指定した 76 職種（うち初任給関係 18 職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3 の(1)に記載した 1,248 事業所を、組織、企業規模、産業等により 32 層に層化し、これらの層から 353 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 17 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

5 調査事項

(1) 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

(2) 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、性、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第17表 民間給与実態調査事業所数

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
調 査 対 象 事 業 所	1,248	497	520	231
抽 出 事 業 所	353	138	148	67
調 査 事 業 所 (産 業 計)	302	124	126	52
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	31	18	8	5
製 造 業	109	40	45	24
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	68	28	28	12
卸 売 業 , 小 売 業	35	20	13	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	11	7	3	1
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	48	11	29	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が49所あった。
- 2 調査対象事業所353所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた351所に占める調査完了事業所302所の割合(調査完了率)は、86.0%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
- ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、実地調査前の企業規模により計上している。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業(郵便局に分類されるものを除く。)及びサービス業(他に分類されないもの。)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

その2 地域別、企業規模別調査事業所数

地 域	企業規模			
	規 模 計	5 0 0 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
地 域 計	302	124	126	52
広 島 市	156	73	63	20
そ の 他 の 市	133	46	59	28
郡 部	13	5	4	4

第18表 職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	全 規 模	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	194,976	200,839	184,379	187,138
	短大卒	174,630	177,427	169,461	※172,888
	高校卒	159,520	162,288	154,319	※156,971
新卒事務員	大学卒	193,056	200,980	180,169	※186,723
	短大卒	166,424	※166,333	※166,448	—
	高校卒	155,768	162,254	150,949	※155,000
新卒技術者	大学卒	199,069	200,580	197,852	※187,680
	短大卒	177,695	178,552	※176,186	※172,888
	高校卒	161,555	162,298	159,361	※158,617
新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
新卒研究員	大学卒	※201,020	※201,020	—	—
新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
準新卒医師	大学卒	※308,300	※308,300	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	※211,700	※211,700	—	—
準新卒診療放射線技師	短大卒	—	—	—	—
新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	204,490	205,084	※183,800	—
準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

(注) 1 ※印のあるものは，調査実人員が10人以下であることを示す。

2 金額は，きまって支給する給与から時間外手当，家族手当，通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き，公務員の地域手当に相当する額を含むものであり，採用のある事業所について平均したものである。

3 「準新卒」とあるのは，平成26年度中に資格免許を取得し(医師については平成24年度中に免許を取得し，2年間の臨床研修を修了後)，平成27年4月までに採用された場合をいう。

第19表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与の支給状況等

その1 給与比較の対象職種

1 全規模

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務	支店長	30	52.4	722,458	0	722,458	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	21	52.9	736,240	0	736,240	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	8	51.9	689,426	0	689,426	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務	工場長	13	53.9	786,167	0	786,167	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	11	53.1	821,243	0	821,243	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	57.7	624,040	0	624,040	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務	事務部長	442	52.3	584,912	1,063	583,849	2課以上又は構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記部の長と同 等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	360	52.3	595,273	1,274	593,999	
	短大卒	23	51.3	541,732	383	541,349	
	高校卒	58	52.6	540,178	64	540,114	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技 術	技術部長	231	52.5	597,505	2,748	594,757	同上
	大学卒	174	52.0	630,355	1,700	628,655	
	短大卒	19	51.7	570,656	0	570,656	
	高校卒	38	54.0	508,136	7,028	501,108	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係	事務部次長	134	49.0	615,358	326	615,032	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長-課長間)を含む。
	大学卒	111	48.9	643,060	391	642,669	
	短大卒	8	48.4	465,278	0	465,278	
	高校卒	15	50.1	479,910	0	479,910	
	中学卒	-	-	-	-	-	
係	技術部次長	56	50.1	473,778	1,065	472,713	同上
	大学卒	34	49.0	483,883	1,724	482,159	
	短大卒	10	52.4	460,361	17	460,344	
	高校卒	12	51.4	454,682	0	454,682	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職	事務課長	801	47.9	513,712	4,077	509,635	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大学卒	583	47.5	524,764	3,254	521,510	
	短大卒	76	47.4	451,087	3,140	447,947	
	高校卒	142	50.3	502,358	8,081	494,277	
	中学卒	-	-	-	-	-	
種	技術課長	643	47.8	499,744	5,147	494,597	同上
	大学卒	435	46.7	510,382	4,482	505,900	
	短大卒	41	47.6	458,257	5,295	452,962	
	高校卒	165	51.1	480,894	7,073	473,821	
	中学卒	2	47.1	442,025	0	442,025	

(注) X印は、調査実人員が1人であることを示す。(以下、本表において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
							円	円
事務	事務課長代理	349	45.2	527,608	70,788	456,820	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長一係長間)を含む。	
	大学卒	249	43.2	535,101	69,336	465,765		
	短大卒	20	47.7	471,468	57,946	413,522		
	高校卒	80	51.8	514,303	78,888	435,415		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術	技術課長代理	170	41.9	506,019	80,825	425,194	同上
		大学卒	119	39.1	506,336	91,128	415,208	
		短大卒	6	47.8	490,556	42,749	447,807	
		高校卒	45	51.5	506,811	47,513	459,298	
		中学卒	-	-	-	-	-	
事務	事務係長	842	44.4	414,948	47,632	367,316	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	511	42.9	413,375	43,626	369,749		
	短大卒	93	44.8	377,630	38,421	339,209		
	高校卒	237	47.5	433,713	60,154	373,559		
	中学卒	x	x	x	x	x		
技術	技術係長	549	43.8	438,853	80,305	358,548	同上	
	大学卒	301	41.6	425,019	77,621	347,398		
	短大卒	58	43.6	441,550	85,448	356,102		
	高校卒	189	47.4	459,611	82,740	376,871		
	中学卒	x	x	x	x	x		
事務	事務主任	786	41.8	375,359	45,151	330,208	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上 記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長一係員間)を含む。	
	大学卒	507	40.2	379,313	41,179	338,134		
	短大卒	144	42.9	354,114	46,533	307,581		
	高校卒	135	46.5	381,546	57,758	323,788		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術	技術主任	595	44.3	463,050	94,259	368,791	同上	
	大学卒	347	43.4	468,184	93,350	374,834		
	短大卒	70	44.0	401,750	66,882	334,868		
	高校卒	176	46.5	473,857	106,463	367,394		
	中学卒	2	53.4	417,818	102,177	315,641		
事務	事務係員	3,435	35.8	307,226	38,287	268,939		
	大学卒	1,953	32.5	309,405	40,952	268,453		
	短大卒	661	39.5	290,811	30,559	260,252		
	高校卒	814	40.8	315,798	38,269	277,529		
	中学卒	7	43.5	249,197	23,779	225,418		
技術	技術係員	2,363	34.5	355,802	67,646	288,156		
	大学卒	1,416	33.1	361,109	67,903	293,206		
	短大卒	296	36.0	318,806	48,984	269,822		
	高校卒	643	36.6	363,026	76,274	286,752		
	中学卒	8	39.5	367,274	64,052	303,222		

2 規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支 店 長	27	52.8	749,804	0	749,804	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	18	53.6	780,224	0	780,224	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	8	51.9	689,426	0	689,426	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場	工 場 長	12	53.9	802,046	0	802,046	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	11	53.1	821,243	0	821,243	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	事 務 部 長	295	52.1	626,821	1,458	625,363	2課以上又は構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記部の長と同 等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	255	52.0	632,094	1,656	630,438	
	短 大 卒	8	52.8	622,955	912	622,043	
	高 校 卒	32	53.2	587,935	112	587,823	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 長	157	52.1	662,154	2,356	659,798	同上
	大 学 卒	134	51.8	669,734	1,426	668,308	
	短 大 卒	8	52.4	628,770	0	628,770	
	高 校 卒	15	54.4	631,235	10,300	620,935	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事 務 部 次 長	92	48.8	644,331	235	644,096	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長-課長間)を含む。
	大 学 卒	82	48.4	664,578	266	664,312	
	短 大 卒	3	52.0	474,095	0	474,095	
	高 校 卒	7	51.2	493,982	0	493,982	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
係	技 術 部 次 長	29	49.1	493,244	1,288	491,956	同上
	大 学 卒	20	48.2	483,510	1,750	481,760	
	短 大 卒	4	49.6	577,511	0	577,511	
	高 校 卒	5	52.7	487,375	0	487,375	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職	事 務 課 長	499	48.0	561,013	4,888	556,125	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	378	47.3	570,545	4,570	565,975	
	短 大 卒	43	48.8	508,393	4,661	503,732	
	高 校 卒	78	51.2	544,019	6,476	537,543	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	412	47.8	539,391	6,597	532,794	同上
	大 学 卒	302	46.9	543,598	5,702	537,896	
	短 大 卒	19	49.2	535,648	6,401	529,247	
	高 校 卒	90	50.9	523,436	10,127	513,309	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事務	事務課長代理	243	45.1	558,963	78,556	480,407	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長一係長間)を含む。
	大学卒	184	42.9	561,369	75,669	485,700	
	短大卒	9	48.7	498,882	56,217	442,665	
	高校卒	50	53.5	559,336	94,052	465,284	
	中学卒	-	-	-	-	-	
務	技術課長代理	147	41.3	518,479	85,876	432,603	同上
	大学卒	106	38.6	515,184	97,038	418,146	
	短大卒	6	47.8	490,556	42,749	447,807	
	高校卒	35	51.5	536,716	45,943	490,773	
	中学卒	-	-	-	-	-	
・	事務係長	466	43.9	431,998	46,156	385,842	係の長及び係長級専門職
	大学卒	311	42.5	425,116	42,533	382,583	
	短大卒	39	43.8	396,821	31,647	365,174	
	高校卒	116	47.8	462,389	60,766	401,623	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技	技術係長	268	43.8	480,087	95,724	384,363	同上
	大学卒	155	40.8	446,279	90,883	355,396	
	短大卒	14	47.2	554,682	116,738	437,944	
	高校卒	98	48.1	524,880	100,381	424,499	
	中学卒	x	x	x	x	x	
術	事務主任	455	42.5	397,321	46,846	350,475	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上 記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長一係員間)を含む。
	大学卒	306	41.2	396,689	42,976	353,713	
	短大卒	68	43.3	379,483	55,177	324,306	
	高校卒	81	47.0	412,444	54,791	357,653	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関	技術主任	421	45.1	487,298	101,668	385,630	同上
	大学卒	245	44.4	491,337	99,587	391,750	
	短大卒	39	44.7	439,532	78,396	361,136	
	高校卒	136	46.7	492,552	113,566	378,986	
	中学卒	x	x	x	x	x	
係	事務係員	1,993	35.8	331,558	45,007	286,551	
	大学卒	1,176	32.5	325,582	46,529	279,053	
	短大卒	346	40.8	327,829	38,266	289,563	
	高校卒	467	40.3	349,424	46,248	303,176	
	中学卒	4	40.8	262,188	31,446	230,742	
職	技術係員	1,533	34.5	373,586	72,780	300,806	
	大学卒	891	33.3	378,414	72,017	306,397	
	短大卒	164	35.3	340,111	54,642	285,469	
	高校卒	473	36.2	378,044	81,538	296,506	
	中学卒	5	40.7	385,461	71,835	313,626	

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事	支 店 長	3	49.0	495,838	0	495,838	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	49.0	495,838	0	495,838	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
務	工 場 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
・	事 務 部 長	119	52.6	512,510	257	512,253	2課以上又は構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記部の長と同 等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	83	53.1	521,664	352	521,312	
	短 大 卒	13	50.4	488,696	0	488,696	
	高 校 卒	22	51.7	487,852	8	487,844	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
技	技 術 部 長	49	53.3	500,293	33	500,260	同上
	大 学 卒	30	52.8	537,079	66	537,013	
	短 大 卒	8	51.7	530,187	0	530,187	
	高 校 卒	11	54.5	442,327	0	442,327	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
術	事 務 部 次 長	41	49.5	543,565	579	542,986	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長一課長間)を含む。
	大 学 卒	29	50.5	571,988	804	571,184	
	短 大 卒	5	45.9	459,197	0	459,197	
	高 校 卒	7	47.5	478,020	0	478,020	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関	技 術 部 次 長	22	51.0	448,080	19	448,061	同上
	大 学 卒	11	50.3	498,698	23	498,675	
	短 大 卒	5	53.3	406,141	26	406,115	
	高 校 卒	6	48.5	422,462	0	422,462	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
係	事 務 課 長	271	47.6	438,219	2,631	435,588	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	182	47.6	445,827	488	445,339	
	短 大 卒	29	45.7	381,566	1,136	380,430	
	高 校 卒	60	48.8	446,195	11,077	435,118	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	180	47.5	420,956	1,233	419,723	同上
	大 学 卒	116	45.7	418,800	865	417,935	
	短 大 卒	14	47.0	395,886	3,218	392,668	
	高 校 卒	50	51.5	434,400	1,300	433,100	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事務	事務課長代理	92	46.2	441,441	52,787	388,654	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長一係長間)を含む。
	大学卒	56	44.8	445,463	51,033	394,430	
	短大卒	9	48.8	473,275	72,444	400,831	
	高校卒	27	48.6	421,561	50,005	371,556	
	中学卒	-	-	-	-	-	
務	技術課長代理	18	47.1	399,039	40,597	358,442	同上
	大学卒	9	44.0	407,932	27,589	380,343	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	9	51.6	385,750	60,036	325,714	
	中学卒	-	-	-	-	-	
・	事務係長	318	45.1	397,967	53,437	344,530	係の長及び係長級専門職
	大学卒	169	43.9	399,063	48,354	350,709	
	短大卒	47	45.7	366,201	47,671	318,530	
	高校卒	101	46.8	412,239	64,938	347,301	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技	技術係長	232	43.7	399,460	63,627	335,833	同上
	大学卒	118	42.5	407,070	62,541	344,529	
	短大卒	39	42.2	401,178	71,151	330,027	
	高校卒	75	46.3	387,932	61,104	326,828	
	中学卒	-	-	-	-	-	
術	事務主任	300	40.1	338,004	42,367	295,637	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上 記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長一係員間)を含む。
	大学卒	186	37.9	345,200	37,111	308,089	
	短大卒	69	42.4	331,738	39,536	292,202	
	高校卒	45	44.7	321,503	65,279	256,224	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関	技術主任	122	41.0	363,757	63,866	299,891	同上
	大学卒	75	37.7	365,035	70,469	294,566	
	短大卒	20	44.5	326,457	36,855	289,602	
	高校卒	26	46.9	384,420	62,949	321,471	
	中学卒	x	x	x	x	x	
係	事務係員	1,113	35.2	267,461	28,019	239,442	
	大学卒	632	32.3	281,137	32,134	249,003	
	短大卒	223	36.6	243,133	21,646	221,487	
	高校卒	256	41.2	256,724	23,941	232,783	
	中学卒	2	46.8	246,103	9,079	237,024	
職	技術係員	637	34.1	294,734	47,534	247,200	
	大学卒	425	31.9	307,820	53,400	254,420	
	短大卒	97	37.6	269,065	33,223	235,842	
	高校卒	115	37.5	279,291	43,435	235,856	
	中学卒	-	-	-	-	-	

4 規模100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
務	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
・	事 務 部 長	28	53.1	482,549	761	481,788	2課以上又は構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記部の長と同 等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	22	53.4	490,817	968	489,849	
	短 大 卒	2	48.8	444,036	0	444,036	
	高 校 卒	4	53.9	456,176	0	456,176	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技	技 術 部 長	25	52.1	458,583	12,814	445,769	同上
	大 学 卒	10	52.8	458,097	10,919	447,178	
	短 大 卒	3	48.9	441,029	0	441,029	
	高 校 卒	12	52.3	463,249	17,520	445,729	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
術	事 務 部 次 長	x	x	x	x	x	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長-課長間)を含む。
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関	技 術 部 次 長	5	55.2	428,605	4,701	423,904	同上
	大 学 卒	3	53.5	430,684	8,030	422,654	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
係	事 務 課 長	31	49.3	397,507	3,609	393,898	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	23	49.3	397,997	4,246	393,751	
	短 大 卒	4	46.8	410,775	3,550	407,225	
	高 校 卒	4	51.3	381,425	0	381,425	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 課 長	51	49.8	416,055	6,828	409,227	同上
	大 学 卒	17	51.0	427,628	3,531	424,097	
	短 大 卒	8	44.8	409,142	8,120	401,022	
	高 校 卒	25	50.9	414,410	8,954	405,456	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
							円	円
事務	事務課長代理	14	40.7	339,571	302	339,269	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長一係長間)を含む。	
	大学卒	9	40.8	344,924	469	344,455		
	短大卒	2	37.0	307,250	0	307,250		
	高校卒	3	42.7	345,548	0	345,548		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	5	45.9	445,816	42,262	403,554		同上
	大学卒	4	44.9	460,920	53,313	407,607		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務	事務係長	58	45.3	338,619	28,652	309,967	係の長及び係長級専門職	
	大学卒	31	43.0	346,145	30,070	316,075		
	短大卒	7	45.0	321,126	18,233	302,893		
	高校卒	20	48.8	333,047	30,067	302,980		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	49	45.0	372,207	67,242	304,965		同上
	大学卒	28	43.1	353,473	52,653	300,820		
	短大卒	5	43.8	390,638	106,004	284,634		
	高校卒	16	48.7	399,310	80,822	318,488		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務	事務主任	31	45.6	309,629	38,987	270,642	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上 記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長一係員間)を含む。	
	大学卒	15	43.0	309,782	41,346	268,436		
	短大卒	7	44.3	289,753	17,220	272,533		
	高校卒	9	50.9	324,948	52,168	272,780		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	52	40.5	320,608	50,864	269,744		同上
	大学卒	27	39.6	311,617	36,791	274,826		
	短大卒	11	38.9	304,027	49,821	254,206		
	高校卒	14	43.7	351,169	79,000	272,169		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務	事務係員	329	38.8	254,120	20,468	233,652		
	大学卒	145	34.2	266,170	20,899	245,271		
	短大卒	92	42.2	236,099	15,617	220,482		
	高校卒	91	42.8	252,884	24,433	228,451		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術係員	193	36.1	286,623	58,888	227,735		
	大学卒	100	33.7	279,954	58,171	221,783		
	短大卒	35	36.5	277,504	50,732	226,772		
	高校卒	55	40.6	305,291	67,123	238,168		
	中学卒	3	34.0	287,475	29,905	257,570		

その2 給与比較の対象外職種

全規模

職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習, 外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき, 他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自 家 用 乗 用 手	x	x	x	x	x	
	自 動 車 運 転 手	5	53.5	280,572	48,917	231,655	
	守 衛	21	45.3	445,382	89,380	356,002	
用 務 員		2	38.8	238,197	0	238,197	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	人	歳	円	円	円	
	大 学 教 授	15	60.5	729,669	0	729,669	
	大 学 准 教 授	86	57.5	616,502	0	616,502	
	大 学 講 師	73	47.7	513,097	0	513,097	
	大 学 助 教	35	42.2	430,690	0	430,690	
	大 学 助 教	30	37.9	375,874	0	375,874	
	大 学 助 教	30	37.9	375,874	0	375,874	
高 等 学 校 職 種	高 等 学 校 校 長	3	61.5	609,423	0	609,423	
	高 等 学 校 教 頭	6	55.0	538,919	0	538,919	
	高 等 学 校 教 諭	71	44.8	456,879	5,537	451,342	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	50.0	840,047	0	840,047	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究 所長の職名を有する者, 上記研 究部(課)長及び研究室(係)長を 除く。)
	研 究 部 (課) 長	49	50.4	656,139	0	656,139	
	研 究 室 (係) 長	5	46.9	500,874	17,997	482,877	
	主 任 研 究 員	87	41.9	507,173	26,764	480,409	
	研 究 員	124	32.0	326,022	35,951	290,071	
	研 究 補 助 員	31	34.1	272,751	23,548	249,203	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上
	副 院 長	5	59.9	1,476,725	90,205	1,386,520	
	医 科 長	8	51.6	1,234,280	166,182	1,068,098	
	医 師	29	37.9	901,245	141,538	759,707	
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
	薬 局 長	3	55.2	478,061	8,485	469,576	
	薬 剤 師	25	34.5	357,332	35,427	321,905	
	診 療 放 射 線 技 師	28	38.7	411,464	81,557	329,907	
	臨 床 検 査 技 師	32	38.0	347,437	45,310	302,127	
	栄 養 士	24	32.8	246,011	8,852	237,159	
	理 学 療 法 士	49	32.8	314,495	16,645	297,850	
	作 業 療 法 士	31	33.6	303,083	8,874	294,209	
	総 看 護 師 長	4	59.6	488,175	20,806	467,369	
看 護 師 長	68	47.3	415,123	44,562	370,561		
看 護 師	159	36.6	323,686	56,264	267,422		
准 看 護 師	109	47.3	291,479	42,415	249,064		

その3 再雇用者

全規模

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	その1の1全規模の備考欄参照
支店長・工場長	x	x	x	x	x	
60歳男性	-	-	-	-	-	
事務・技術部長	38	63	476,229	0	476,229	
60歳男性	8	-	532,730	0	532,730	
事務・技術部次長	8	63	370,877	0	370,877	
60歳男性	2	-	399,800	0	399,800	
事務・技術課長	31	62	370,155	2,987	367,168	
60歳男性	9	-	475,939	2,441	473,498	
事務・技術課長代理	8	62	316,076	20,295	295,781	
60歳男性	x	x	x	x	x	
事務・技術係長	20	63	248,663	9,386	239,277	
60歳男性	2	-	265,395	0	265,395	
事務・技術主任	9	61	231,265	24,595	206,670	
60歳男性	3	-	241,214	14,240	226,974	
事務・技術係員	544	62	245,310	15,605	229,705	
60歳男性	106	-	259,363	16,926	242,437	

第 20 表 行政職給料表の職務の級への民間事業所従業員の格付

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模 500 人以上	企業規模 100 人以上 500 人未満	企業規模 100 人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	—————	—————
8 級	事 務 課 長 技 術 課 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長
7 級		事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	
6 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長	事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
5 級			事 務 課 長 技 術 課 長
4 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理
3 級		事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長
2 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 3・4 級に対応)	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 3 級に対応)	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 3 級に対応)
1 級	事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 係 員 技 術 係 員

(注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第21表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒	計		34.8	(42.1)	(57.0)	(0.9)	65.2
	500人以上		35.2	(51.9)	(46.2)	(1.9)	64.8
	100人以上 500人未満		36.1	(30.0)	(70.0)	(0.0)	63.9
	100人未満		30.4	(44.3)	(55.7)	(0.0)	69.6
高校卒	計		12.8	(51.4)	(48.6)	(0.0)	87.2
	500人以上		9.8	(70.0)	(30.0)	(0.0)	90.2
	100人以上 500人未満		18.2	(36.3)	(63.7)	(0.0)	81.8
	100人未満		8.3	(69.8)	(30.2)	(0.0)	91.7

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である(小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。)

第22表 民間における定期昇給制度の状況

(単位:%)

役職 段階	企業規模	項目	定期昇給制度あり			定期昇給制度なし	
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員	計		94.0	36.8	80.8	48.4	6.0
	500人以上		93.9	35.2	83.8	52.6	6.1
	100人以上 500人未満		95.1	39.1	79.4	48.3	4.9
	100人未満		91.7	38.8	77.2	38.6	8.3
課長級	計		81.6	27.2	69.3	41.0	18.4
	500人以上		67.7	15.9	59.6	37.5	32.3
	100人以上 500人未満		91.6	32.3	76.2	45.6	8.4
	100人未満		91.4	40.6	73.2	36.7	8.6

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 23 表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
			円	円
平均所定内 給与月額	下半期 (A 1)		348,291	247,708
	上半期 (A 2)		348,499	250,368
特別給の 支給額	下半期 (B 1)		707,906	427,313
	上半期 (B 2)		758,396	482,891
特別給の 支給割合	下半期 $\frac{(B 1)}{(A 1)}$		2.03	1.73
	上半期 $\frac{(B 2)}{(A 2)}$		2.18	1.93
	年 間 計		4.21	3.66

(注) 下半期とは平成 26 年 8 月から平成 27 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項 目	部 長 級		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
計	48.7	51.3	49.4	50.6	56.8	43.2
500 人 以 上	45.4	54.6	46.8	53.2	60.2	39.8
100 人 以 上 500 人 未 満	53.0	47.0	52.6	47.4	58.2	41.8
100 人 未 満	45.1	54.9	46.8	53.2	45.3	54.7

第 25 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない	配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
65.9%	(91.5%)	[79.8%]	[20.2%]	(8.5%)	34.1%

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を 100 とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

その 2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を見直す予定がある	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない
2.2%	97.8%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

その 3 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	12,036円
配 偶 者 と 子 1 人	17,189円
配 偶 者 と 子 2 人	21,918円

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備 考 職員の扶養手当の現行支給月額は、配偶者について 13,000 円、配偶者以外については、1 人につき 6,500 円である。なお、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合は、当該子 1 人につき 5,000 円が加算される。

第 26 表 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	42.4%
非 支 給	57.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円 以上 28,000円 未満

備 考 職員の住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000 円である。

第 27 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働に係る
割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31% 以上	21.9	21.9	10.4	10.4
30%	36.2	58.1	25.5	35.9
29%	0.0	58.1	0.0	35.9
28%	1.2	59.2	0.4	36.2
27%	0.0	59.2	0.0	36.2
26%	0.0	59.2	0.0	36.2
25%	40.8	100.0	63.8	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第 28 表 民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務）の
給与水準の状況

(単位：%)

区分	公的年金が支給される同じ職種・職位の フルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を 支給していない
	同じ	高い	低い	
月例給与	85.8	9.6	4.6	—
年間賞与	73.3	6.9	1.9	17.9
年間給与	85.1	9.6	5.3	—

(注) 定年年齢が 60 歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を 100 とした割合である。

3 生計費關係資料

平成 27 年 4 月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居，光熱・水道，家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成27年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して、平成27年4月の各費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成26年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

第 29 表 費目別，世帯人員別標準生計費

その 1 全国

(平成 27 年 4 月現在)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	27,800	34,050	45,800	57,550	69,300
住 居 関 係 費	43,190	58,260	50,360	42,460	34,560
被 服 ・ 履 物 費	4,740	5,950	7,830	9,700	11,580
雑 費 I	27,370	36,890	56,030	75,190	94,340
雑 費 II	11,620	23,740	27,100	30,450	33,800
合 計	114,720	158,890	187,120	215,350	243,580

(注) 人事院資料による。

その 2 広島市

(平成 27 年 4 月現在)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	30,164	36,943	49,697	62,442	75,196
住 居 関 係 費	38,699	52,198	40,349	38,044	30,967
被 服 ・ 履 物 費	3,701	4,645	6,110	7,575	9,038
雑 費 I	25,207	33,972	51,604	69,248	86,880
雑 費 II	14,241	29,098	33,212	37,316	41,430
合 計	112,012	156,856	180,972	214,625	243,511

参 考 費目別，世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費 目	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0.443	0.596	0.749	0.901
住 居 関 係 費	1.094	0.946	0.797	0.649
被 服 ・ 履 物 費	0.373	0.491	0.609	0.726
雑 費 I	0.273	0.415	0.557	0.699
雑 費 II	0.343	0.392	0.440	0.489

4 勞働經濟關係資料

第 30 表 労働経済指標

項目		年度・年月	25年度	26年度	26年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
賃金・労働時間	全国(全国調査)	① きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	289.5	290.8	294.9	290.8	291.9	291.9	290.7	291.7	292.9	292.4	292.9	286.0	285.6	288.2	292.5	286.8	290.1	289.4	
			前年度比・前年同月比(%)	△ 0.5	0.3	0.1	0.2	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.1	0.4	0.6	0.2	0.2	0.5	0.0	0.8	0.6	
		② 所定内給与	調査産業計	(千円)	264.6	265.4	268.3	265.7	266.9	266.6	266.2	267.3	267.2	266.2	266.5	260.8	260.5	262.9	266.5	262.6	265.5	264.5
				前年度比・前年同月比(%)	△ 0.9	0.2	△ 0.4	△ 0.1	0.1	0.3	0.1	0.4	0.1	△ 0.1	0.4	0.5	0.2	0.4	0.6	0.3	0.8	0.7
		③ 所定外給与	(調査産業計)	一般労働者	(千円)	24.9	25.4	26.7	25.1	25.0	25.2	24.5	24.4	25.6	26.2	26.4	25.2	25.1	25.4	26.0	24.3	24.6
	前年度比・前年同月比(%)				3.8	1.9	5.8	4.2	3.0	3.4	0.9	1.9	1.3	1.4	1.1	1.4	0.4	△ 1.4	△ 1.1	△ 2.0	△ 0.1	0.0
	④ 総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	149.5	149.3	153.5	147.5	152.9	155.6	145.2	148.2	153.7	149.1	147.9	141.4	145.4	150.4	155.8	143.0	153.4	155.5		
	⑤ 所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	12.6	12.8	13.4	12.5	12.4	12.6	12.0	12.4	12.8	13.0	13.4	12.7	12.8	13.3	13.4	12.5	12.6	12.7		
	広島県(地方調査)	⑥ きまって支給する給与 (調査産業計)	(千円)	268.1	276.8	278.3	275.0	274.7	274.7	274.2	275.1	277.1	276.1	272.5	280.2	279.2	284.8	285.9	281.3	284.5	283.6	
			前年度比・前年同月比(%)	1.5	3.4	3.0	3.3	3.1	3.2	4.0	3.6	3.4	2.5	1.4	5.2	3.8	4.2	1.4	0.9	2.2	1.7	
⑦ 所定内給与		調査産業計	(千円)	242.7	249.4	250.2	249.2	248.4	249.1	247.4	248.7	248.4	248.3	244.9	251.7	251.0	255.7	255.9	253.6	255.2	254.6	
			前年度比・前年同月比(%)	0.9	2.8	2.4	2.7	2.6	2.8	2.9	3.0	2.9	2.2	0.9	4.3	3.6	4.2	1.0	0.4	1.3	0.7	
⑧ 所定外給与		(調査産業計)	(千円)	25.4	27.4	28.2	25.8	26.3	25.6	26.9	26.5	28.7	27.8	27.7	28.6	28.2	29.0	30.0	27.6	29.4	29.0	
	前年度比・前年同月比(%)		7.6	8.2	7.0	9.5	8.6	6.5	13.1	9.0	8.1	4.3	6.6	14.2	7.3	5.1	6.5	7.2	11.6	13.2		
⑨ 総実労働時間数 (調査産業計)	(時間)	150.8	151.3	155.7	146.2	154.1	157.0	145.0	150.1	155.9	150.8	150.4	145.6	149.6	155.2	160.7	145.7	161.0	160.9			
⑩ 所定外労働時間数 (調査産業計)	(時間)	13.9	14.6	15.6	14.2	14.2	14.2	13.6	14.7	15.2	14.9	15.3	14.5	14.3	14.9	15.0	14.0	15.0	14.5			
生計費	⑪ 消費支出 (二人以上の世帯)	全 国	(千円)	290.5	291.2	302.1	271.4	272.8	280.3	282.1	275.2	288.6	280.3	332.4	289.8	265.6	317.6	300.5	286.4	268.7	280.5	
			前年度比・前年同月比(%)	1.5	0.3	△ 0.7	△ 3.9	1.3	△ 2.0	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7	0.3	△ 0.6	△ 2.4	△ 0.4	△ 8.1	△ 0.5	5.5	△ 1.5	0.1	
		人口5万人以上の都市	(千円)	293.2	294.3	304.0	273.8	277.1	283.2	285.4	275.8	292.3	282.4	340.1	295.0	270.1	317.9	303.3	289.8	271.3	280.4	
			前年度比・前年同月比(%)	1.8	0.4	△ 1.6	△ 4.0	1.0	△ 2.8	0.8	△ 2.7	△ 0.6	0.4	2.0	△ 1.0	△ 0.6	△ 8.7	△ 0.2	5.8	△ 2.1	△ 1.0	
広島市	(千円)	293.7	291.9	316.8	293.0	266.0	293.3	280.0	246.9	282.0	258.1	338.6	280.0	277.3	311.6	328.4	300.2	263.8	280.5			
	前年度比・前年同月比(%)	0.9	△ 0.6	4.8	△ 4.3	△ 15.2	3.2	6.2	△ 23.4	9.0	△ 7.7	△ 8.1	0.4	2.5	△ 17.6	3.7	2.4	△ 0.8	△ 4.4			
物価	⑫ 消費者物価指数	全 国	前年度比・前年同月比(%)	0.9	2.9	3.4	3.7	3.6	3.4	3.3	3.2	2.9	2.4	2.4	2.2	2.3	0.6	0.5	0.4	0.2		
		広島市	前年度比・前年同月比(%)	0.6	2.9	3.1	3.2	3.4	2.8	3.2	3.1	2.8	2.2	2.5	2.7	2.6	2.7	1.3	1.4	1.0	1.0	
雇用	⑬ 常用雇用指数(調査産業計)	前年度比・前年同月比(%)	0.0	0.5	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.7	0.9	0.6	1.0	0.9	0.9	1.0		
	⑭ 完全失業率(季節調整値)	(%)	3.9	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7	3.5	3.6	3.5	3.5	3.4	3.6	3.5	3.4	3.3	3.3	3.4	3.3		
	⑮ 有効求人倍率(季節調整値)	(倍)	0.97	1.11	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.19	1.19	1.21	

資料出所：①～⑩、⑬厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」、⑪総務省「家計調査報告」、⑫総務省「消費者物価指数月報」、⑭総務省「労働力調査報告」、⑮厚生労働省「職業安定業務月報」

(注) 1 ①, ②, ③, ⑥, ⑦, ⑫及び⑬については平成22年平均=100とした指数を基礎としている。

2 ⑧の増減率は実数比較による。

3 ①～⑩, ⑬は事業所規模30人以上の数値である。